

中国社会保障の生成と展開に影響を 与える5つの要因に関する考察

保険研究部門 副主任研究員 沙 銀華
saginka@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 中国社会保障の歴史は、前期の「労働保険時期」と、現在にいたる「社会保障時期」に分けられる。本稿では「労働保険時期」を簡単に回顧し、「社会保障時期」の社会保障システム生成・展開の経済的な要因、人口問題との均衡、政府の政策主導および社会的な習慣との関係、また、欧米「福祉国家」の変容など中国社会保障に対する影響を考察し、中国の社会保障システムが抱える問題点の解決の見通しおよびその将来のあり方について、問題点を展開して実証分析する。
2. 中国の社会保障は、国情、経済成長の実情に合わせて、また、ヨーロッパの福祉国家の経験を生かして、先進国のモデルを参照しながら、国民の習慣にも合わせるように、中国独特のシステムを構築している。
3. 中国において、5つの要素が社会保障に影響を与えている。第一に、経済発展の中で産業構造の変化、経済発展の不均衡が社会保障に与える影響、第二に、高齢化、人口増加と連動する人口の変動によって年金基金や医療基金の空洞化が進み、それによる社会保障に与える影響、第三に、社会保障の役割分担の中で主役となる政府の政策（社会保障を左右する重要な位置にある）の動向が社会保障に与える影響、第四に、第一次産業の社会保障政策の制定や、非雇用者（非給与所得者グループ）を対象とする社会保障システムづくりは、発展途上国に共通する難題であるが、これが社会保障に与える影響、第五に、数千年の歴史を持つ中国では、社会保障が生成される前から、国・民族の伝統や習慣などに従って、家族を中心に構成員の養老や医療・介護を担ってきたが、その伝統と習慣などが社会保障に与える影響である。これらの5つの要素は、相互に密接に関係し、1つの整体として考えなければならない。
4. 社会保障は社会安定の「安全ネット」である。歴史上農民の暴動が起きやすかった中国において、「安全ネット」作りは、政府、執政党として、大変重要な任務である。特に、改革開放後の中国は、経済面はすでに市場経済の軌道に乗っているため、失業率の引き下げや農民の社会保障システムの構築など、社会「安全ネット」を完備することは、中国政府にとって、今後の大変重要な課題である。

I. はじめに

本稿は、中国社会保障の生成と展開を論ずる研究レポートである。初めに中国社会保障の沿革と内容の流れを簡単に紹介しておかなければ、その後論点を展開する際に、うまく論ずることができない可能性があるため、まず、それを以下に紹介する。

共産党が政権を握る前の1930年代、江西瑞金革命根拠地時代、または、40年代の延安革命根拠地時代に社会保障制度の雛型が生成されたという説がある。しかし、政権を握る前の時代は、その根拠地内の住民までを対象としていたわけではなく、あくまで党内、または軍隊内の救済を中心とする相互扶助という形で軍または党組織内部の相互扶助組合のようなシステムに過ぎなかったと考えられる。したがって、それを社会保障システムの雛型とすることは、牽強すぎると言わざるを得ない。むしろ政権を取得した翌々年(1951年)、「労働保険」規定が公布されたときから、社会保障制度が始まったとしたほうが適当だと考えられる。

その後四半世紀余の時を経た1978年の改革開放を境に、中国社会保障制度は大きく変容した。初期段階で作られた労働保険制度と現在の社会保障との性質は完全に違う。中国社会保障制度を分析するとき、前後2つの種類の社会保障制度を分けずに混同して研究・分析すると、むしろ混乱を起しやすい。したがって、本稿では、中国社会保障の時期を前期の「労働保険時期」と現在に至る「社会保障時期」に分けて、論述していく。

労働保険時期(1951年から1977年まで)に実施されたのは、主にソビエトモデルの労働保険で、国営企業^①で働く職員・労働者を中心に、政府機関の国家幹部(現在、「国家公務員」と称する)と「事業単位」(日本の公益法人と似ている)の職員(一部が国家幹部)が対象になるシステムである。

社会保障時期(1978年以降)には、元の労働保険制度を大幅に改革し、欧米諸国および日本の社会保障モデルを参照しながら、都市部の給与所得者グループを中心とする社会保険システムを構築している。このシステムはかなり「福祉国家」モデルの影響を受けている。

労働保険時期において、中国経済は、計画経済体制で、ソビエトの社会システムをモデルとし、企業のすべての財産は、全国民に帰属(中国語では「所有」)し、企業の職員・労働者は、企業の被雇用者ではなく、企業のオーナーと位置づけられた。労働保険の基本理念は、企業が職員・労働者のために、その制度を運営する財源の主な負担者となり、企業の構成員である職員・労働者に一定の労働関係(福祉と同然)の保障を与えるシステムを作るということであった。こうした理念を支えた労働保険は、ヨーロッパ発の社会保障理念と性質の違うシステムである。

社会保障時期において、中国の社会背景は大きく変容した。計画経済体制から、社会主義の特色の

^① 中国において、改革開放前は、「国営企業」と称されていたが、改革開放後、「国有企業」と改称された。本文では、中国の習慣に従って、改革開放前は「国営企業」と称し、改革開放後は「国有企業」と称する。

ある市場経済に転換し、企業と職員・労働者との間は、雇用と被雇用関係が労働契約で結ばれることによって固まった。こうした状況の中で、前期に生成および展開されてきた労働保険システムは、今まで企業が職員・労働者の養老、医療、労災などのすべてを負担してきたが、政府は、先進諸国の「福祉国家」モデルを参照し、現在に至る社会保険システムの改革を進行中である。途上国において、先進国をモデルとするところはいくつか見当たるが、このような急激、かつ大幅な改革は、先例がないと思われる。また、元々、「福祉国家」は、先進国の代名詞であり、ほとんどの途上国は、経済力が弱いため社会保障制度の整備が遅れているが、中国が先進国の経験を生かして、中国独特の社会保障システムを構築したことは、現在の経済発展途上国において一つのモデルとして、評価すべき価値があると考えられる。

本レポートでは、中国社会保障の前期における労働保険時期を簡単に回顧した上で、社会保障時期の社会保障システム生成・展開の経済的な要因、人口問題との均衡、政府の政策および社会的な習慣との関係、また、欧米「福祉国家」の変容などの中国社会保障に対する影響を考察し、社会保障システムが抱える問題点の解決の見通しおよびあり方について、問題点を展開して実証分析したい。

II. 労働保険制度の生成と展開

1. 労働保険の沿革

(1) 生成段階

新中国が成立した後、ソビエトをモデルとし、労働保険を中心に社会主義制度に基づく保障制度が創設された重要な段階である。

この段階で、国営企業の職員・労働者および国家公務員などを対象とする労働保険制度、社会福祉制度、傷痍軍人の優遇・救済制度および社会救済制度などが相次いで作られた。この中で最も重要なものが、国営企業の職員・労働者を対象とする労働保険制度で、1951年に政務院（現在の国務院）が公布した「中華人民共和国労働保険条例」（以下、『労働保険条例』と略称する）がその基本法規である。条例の制定後、その適用者は着実に増加し、1952年11月末までに、適用企業数3,861社、対象者は職員・労働者320万人、家族を含むと1,000万人前後となった⁽²⁾。

(2) 展開段階

この段階は、社会的に安定した時代で、労働保険条例の一部に改正が加えられ、制度の充実が図られた。1958年に制定された「職員・労働者の定年に関する国務院の暫定処理規定」および「職

⁽²⁾ 労働保険制度の内容については、拙稿「中国社会保障制度の改革について」（ニッセイ基礎研究所調査月報、1995.11）参照。

員・労働者の退職に関する国務院の暫定処理規定」により、職員・労働者の定年、退職後の待遇が、全国的に統一された。それと同時に、「工場安全衛生規則」、「労働者死傷事故報告規則」等も国務院から公布された。

労働保険料は、企業の管理当局または事業主が全額を負担し、労働者からは徴収しない。労働保険料の管理運営については、中華全国総工会（労働組合の全国組織）が労働保険料の徴収代行機関として、労働保険料の徴収および管理を行う。労働保険料の管理にかかわる諸業務は、中華全国総工会の委託に基づき、中国人民銀行がこれを代行するというシステムになっていた。

(3) 停滞段階

中国の政治的大動乱の時代で、「文化大革命」の10年間には、前述の時期に整備された労働保険制度は、ほとんど解体状態になった。養老年金部分は、新規に受給資格を得る者への支給を停止し、唯一生き残った医療保険部分も、労働保険の運営を支える統一的な管理システムが崩れて、費用のすべてが企業の負担とされた結果、全国的に統一されていた労働保険の制度は、企業ごとの「国営企業保険」に変貌した。

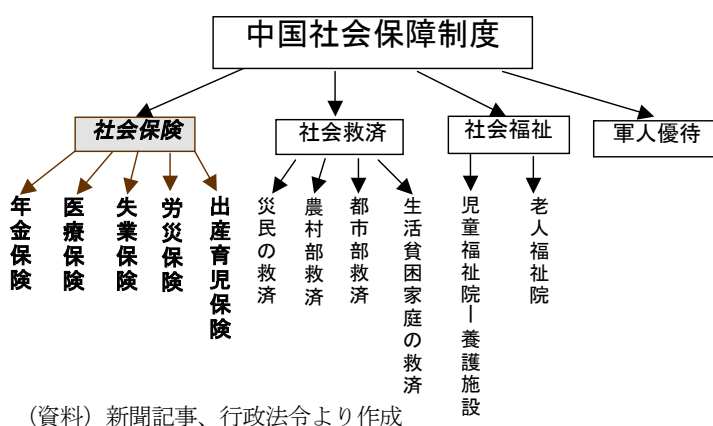
(4) 新制度への移行段階

1978年、中国の社会に歴史的な変動が起き、10年間にわたって続いた「文化大革命」に終止符が打たれた。「文化大革命」の過程で一旦解体状態となった社会保障制度は復旧されることになったものの、改革開放の幕が本格的に開かれ、経済改革が急速に進むと、労働保険制度が抱える問題が顕在化するに至った。たとえば、数十年の歴史を持つ古い国有企業では、定年退職者が多いために、年金の支給が巨額の負担となる一方、新しく設立された国有企業では、職員・労働者の年齢構成が若く定年退職者が少ないために、年金負担が軽い。しかも、一般的にこのような企業は財政状況も良いところが多いため、職員・労働者の福祉・賃金の水準が高いという、いわゆる「貧富不均」の矛盾が表面化してきた。このため、経済改革を進めるには、労働保険制度の改革も行わなければならなくなり、中国政府は、労働保険制度から社会保障制度に移行する改革、特に養老保険（年金保険）制度と医療保険制度の改革に本腰を入れることになった。

それから、数年をかけて、ようやく年金保険システムと医療保険システムの基本的な枠組みが構築された。

新制度が導入された後も、一部の社会保障システムはまだ改革中であったが、基本的な社会保障制度の構造は、次の図表－1のように生成された。新制度の構築および展開については、後で詳細にふれる。

図表－1 社会保障制度の構図



2. 労働保険制度の意義

最初の労働保険条例は建国早々に作られ、1951年に公布された。これは先ず規模の大きな国営企業等からソビエトモデル社会保障制度の体系を導入しようとするもので、1953年に、適用範囲の拡大と、若干の保障内容の充実が行われた。

この労働保険条例に基づいて構築された労働保険制度は、その後「文化大革命」の過程で解体状態となったが、中国にとって初めて誕生した社会保険制度であり、しかも、それは現在改革が進行している社会保険制度の原型となっている点で、大きな意義をもっている。

Ⅲ. 産業化の展開と社会保障システムの形成

1. 産業化と社会保障システムの整備

前述したように、労働保険制度は、完全に旧ソビエトモデルの社会主義理念を中心に構築されたシステムであり、西（北を含む）ヨーロッパモデルの社会保障理念とは完全に性質の違うものであった。ところが、その後市場経済の産業化が急速に進み、新しい社会保障システムを構築するニーズが生じることになった。この点について、ヨーロッパの社会保障の歴史に同様な姿を見つけることができる。

ヨーロッパで起源した社会保障は、産業革命と関係が深い。イギリスでは、産業革命前に、エリザベス救貧法が整備されたが、工業化が進むにつれ、農民や職人層の大都市への集中が進むとともに、貧富が両極に分化され、都市部で貧困者が急増した。特に1870年以降は、失業者が急増したため、貧困問題が大きな社会問題となり、そうした背景の下で、19世紀後半から20世紀初頭にわたって救貧法が大幅に改正され、そして最終的に、その救貧法の解体と1911年の医療保険と失業保険からなる国民保険法の制定によって一連の社会改良の施策が実現することとなった。このように、産業化は結果的に社会保障を強化したといえる。

現在、中国において、このイギリスの産業化時代と似た現象が生じている。70年代から始まった産

業化または工業化は、急速に展開しており、その影響で農業人口の縮小と都市部の拡大も同時に急速に進んでいる。農村部の余剰労働力（農民）が、沿海部の都市へ集中しつつあるが、一方、都市部の一部の人々が先に豊かになり、出稼ぎに来る農民工と一部の先に豊かになった市民階層との貧富の格差が激しくなっている。深刻な失業問題や高齢化が急速に進行し、最低生活保護政策を必要とする層は農村部の低収入の貧困層のみならず、都市部にもいる。その結果、国全体が、貧富の両極に分化していく傾向にある。ここで、企業と個人の拠出によって、政府（国）、企業、個人という「三元」を組み合わせて、社会保障機能を果たし、社会の安定を目指す立場から、人々の老後、病気などに対して基本的な保障を与えるとともに、貧困層への最低生活保障システムを提供し、社会的に「公正化」をはかる社会保障の土台を作ることが大変重要になってくる。

2. 「福祉国家」モデルの影響

第二次世界大戦後、西ヨーロッパの国々は、福祉政策を重視し、社会福祉を全国民に与え、資本主義の豊かさと優越さを社会主義国に展示することになる。そのような国家は、「福祉国家」と呼ばれており、代表的な国は、北欧のスウェーデンやイギリスなどである。

「福祉国家」という理念が打ち出されたのは、1942年、イギリスの「ベヴァリッジ報告」であり、それから世に広まり、頻繁に引用されるようになった。その後、ヨーロッパを中心にアメリカを含め数多くの先進国が、「福祉国家」になった。戦後の日本も70年代より、先進国の枠に入り、欧米諸先進国のように、社会保障システムを整備し、「福祉国家」に近づいた。

福祉国家のモデルについて、欧米モデルを中心に3つに分類するケースが多い⁽³⁾。筆者は、「日本型」も福祉国家のモデルであると視野に入れ、およそ以下の4つに分かれると考える。

① 北欧・イギリス型

このモデルの特徴は、第一に、租税が中心で、第二に、全国民を対象とし、第三に、公的介入が大きく、制度的再分配の性格が強いという点である。

② ドイツ・フランス型

このモデルの特徴は、職域（給与所得者グループ、被雇用者）をベースにした社会保険中心で、所得に比例的な給付をする点である。

③ アメリカ型

このモデルの特徴は、第一に、民間保険が中心、第二に、所得比例的な給付、第三に、最低限度の公的介入する点である。

⁽³⁾ この点について、一圓光彌『社会保障論[第4版]』誠信書房、川村匡由『社会保障論[第3版]』ミネルヴァ書房、菊池馨実『社会保障の法理念』有斐閣、清正寛『論点社会保障法[第2版]』中央経済社、田畑洋一『社会保障各論』学文社、広井良典『日本の社会保障』岩波新書、堀 勝洋『現代社会保障・社会福祉の基本問題』ミネルヴァ書房など参照。

④ 日本型

このモデルの特徴は、第一に、原則的に賦課方式で、第二に、国民年金方式と国民健康保険方式という「国民皆保険」である。それは日本型モデルの大きな特徴であり、「国民皆保険」は、北欧・イギリス型とよく似ている。

中国社会保障政策の形成や施策に際し、どのような福祉国家のモデルを参照したのか、また、どのモデルから影響を受けたかについて、ここで論じたい。

上記のようにまとめた4つの種類のモデルの中で中国社会保障政策に大きな影響を与えたのは、ドイツ・フランス型とアメリカ型モデルである。現行社会保障制度の中身から見ると、いわゆる「市場重視モデル」の特徴がかなり見られる。まず、年金保険の役割を分担する三本柱（いわゆる「三元」については、後での議論に譲る）は、個人、企業、国家で成り立つが、個人と企業の保険料負担は、明らかにしているが、国が、どこに、どのように介入するかについては、明白にしていない。ただ、社会保障を運営する公的機関の維持費用は、個人と企業が負担する保険料から拠出しないことは明らかにしており、これは、国が負担すると推測できる。この点について、国家が最低限度の介入をすることが特徴である。

ところが、その曖昧な国の負担について、新しい動向が現れた。これは、2001年6月に公布された、政府が所持する「国有株」⁽⁴⁾の所持率を減らし、その減らした株式を民間に売却して現金化し、その現金を社会保険基金⁽⁵⁾（中国では、「社会保険基金」と称しているが、中国の分類方法を考察するとその基金は「社会保険」に相当するため、以下、「社会保険基金」と称する）に加えるという方策である。その内容については、後で詳細に述べる。

また、現行の社会保障はほとんど都市部のみで施策されている。これは、ドイツ・フランス型の職域（被雇用者）ベースの特徴によく似ている。

先進国のモデルからどのような点で影響を受けたかについては、後の各論述の中で議論を展開する。

⁽⁴⁾ 「国有株」とは、国有企業が民営化（株式化）される時、国が保有する株式をいう。

⁽⁵⁾ 2000年9月、政府は社会保険基金を管理する機構を設立した。その機構の名称は「全国社会保険基金理事会」（以下、「理事会」と略称）である。理事会のメンバーは、国务院から任命される。社会保険基金は理事会が管理する（管理方法2条）。

社会保険基金の管理と資産運用については、2つの方法に分かれる。

第一に、社会保険基金の管理は基金委託管理者に委託する。

理事会は入札の方法で選定した商業銀行と委託・管理契約（保管契約）を結ぶ、社会保険基金の管理はそれらの銀行に委託する。

第二に、社会保険基金の証券市場などへの投資は、理事会が別の投資管理者に委託する。

投資管理者になれる条件は、A、中国で登記し、証券監督管理委員会が認める基金資産運用・管理業務に従事する資格を有し、B、資本金は5000万人民币元以上で、C、中国国内に2年以上の証券取引業務に従事した経験があることなどである。理事会は入札の方法により、投資管理者を選択し、基金の運用を委託する。

投資管理者は、基金委託管理者より資金を預かり、証券市場に投資し、資産運用の経費と手数料を控除した後、得た利益を基金委託管理者に帰属する。

IV. 社会保障制度の設計と展開

社会保障をめぐっては3つの基本的な内容があり、それは、社会保障の「規模」、「内容」、「財源」である⁶⁾。

詳しく述べると、第一に、国（政府）は、社会保障システムを構築するとき、「規模」の大きさを選択することが課題になる。すなわち、「大きな政府 vs 小さな政府」、または「高福祉高負担 vs 低福祉低負担」という選択肢からどちらを選択するか、国が社会保障システムを設計するには、これが極めて重要な課題になる。

第二に、国（政府）は、社会保障システムの「規模」に従って、社会保障の「内容」、すなわち、社会保障制度の中の個別的な制度、たとえば、年金保険、医療保険、生活保護、福祉等の割合（比重）をどのように組み合わせるかについて、国情の相違を勘案して、総合的に設計しなければならない。

第三に、国（政府）は、財源をどのように調達するか、「税」から拠出するか、それとも個人または企業、または個人と企業両方に「保険料」を求めるか、財源の拠出先を確保する基本的な設計をしなければならない。

中国は、これらの基本問題について、国情、すなわち、経済成長の実情に合わせて、また、ヨーロッパの福祉国家の経験を生かして、先進国のモデルを参照しながら、国民の習慣にも合わせるように、中国独特の社会保障システムを構築している。

まず、「規模」について、現在中国の国力、経済力、社会習慣等を勘案して、ヨーロッパと同じような福祉国家、いわゆる「大きな政府」、「高福祉高負担」的なシステムを構築することは難しいという認識の上で、低レベルの給付を基本とし、被雇用者ベース（給与所得者グループ）を中心とした、できる限り給与所得者グループの全員を社会保障でカバーできるようなシステムを構築している。この点については、後で触れる。

中国では、ヨーロッパ産業化の初期に生じた社会現象である「急速都市化」と産業が成熟化した今の欧米諸国に存在している社会現象である「高齢化」をともに抱えている。それが、今の中国社会の最大の特徴である。中国社会保障制度はこうした状況のもとで形成されていて、その具体的な事情は、次の2つにある。

第一に、先進国の経済発展時期の一部の特徴と似ていること。これは、昨今の中国社会構造が、先進国の産業化社会前期の都市労働者の大量発生時期と似ていることである。

これは、経済発展途上期特有の現象であり、ヨーロッパは産業化時代が、日本は戦後の経済成長の離陸期が、大量都市労働者の発生時期であった。中国において、この十数年間、農村部の余剰労働力が都市部、特に沿海都市部へ集中し、それらの人口移動の量は、恐らく都市人口の半分以上を占め、

⁶⁾ 広井良典「日本の社会保障」岩波新書、1999年1月、22頁参照。

都市人口が急増すると同時に、都市労働力も急増している。

第二に、先進国の現段階の一部の特徴も有していること。それは、高齢化と産業構造改革に伴う失業者の急増である。

中国は経済発展途上国であるが、先進諸国とほぼ同じく上記の社会問題が発生している。特にヨーロッパで近年失業率が2桁まで達したのと同様に、中国の産業構造変動の中で実際の失業率も、数年前からずっと2桁の数字（一時帰休者を含む、政府が公開したデータより高い）を抱えていると推測できる⁽⁷⁾。一方、高齢化の進み方も楽観できる状況にはない。

ただし、ヨーロッパ、日本と違うところは、先進国は「少子高齢化」であるが、中国の場合、都市部では「少子高齢化」が進んでいるが、農村部では「多子高齢化」という傾向がある。「多子高齢化」というのは、高齢化が進む一方、人口も急速に増えている、特に新生児の増加速度は全く落ちない、というように先進国とは異なる方向で人口の構造が変動している。また、今後もその方向に展開していくだろう。この点については、後で触れる。

それらの中国社会の特徴から、福祉国家にすでに存在しているモデルや経験をそのまま参照して、社会保障システムを構築することは困難であり、それらの経験を生かしつつ、国情に沿って考えなければならないのである。

ここまで、中国社会保障システムの設計を概観してきたが、社会保険の各分野について、特に年金、医療を中心にその特徴についてみてみよう。

1. 年金保険

養老保険制度（便宜のため、以下、「年金保険」と称する）は、日本の年金保険制度と似ている。年金保険制度の根幹は基本年金保険である。基本年金保険は、最低水準の年金を設定し、被保険者の最低生活を保障するためのものである。また、政府は基本年金保険を補完する「企業補充年金保険」と「個人貯蓄式年金保険」の制度を設けている。「企業補充年金保険」は日本の企業年金に、「個人貯蓄式年金保険」は日本の個人保険にそれぞれ類似したものであり、先進工業国のいわゆる三重構造を目指そうとするものであるが、地方政府の社会保険管理機構が管理する社会保険制度の一種である、という点に特徴がある（この他に保険会社が提供する民間保険がある）。これは、1994年の世界銀行の提言⁽⁸⁾を参照して作ったシステムといえる⁽⁹⁾。

⁽⁷⁾ この点について、拙稿の「中国の失業問題とその展望—都市部貧困層の拡大と高失業率の長期化—」（海外社会保障研究（第126号）、1999.4.1）参照。

⁽⁸⁾ 世界銀行の提言は、次の通りである。「年金には、a貯蓄、b所得再分配、c保険という3つの機能があるが、たいの国では、この3つの機能を一緒にした上で、それら機能を支配的な公的制度に担わせている。……したがって年金制度は、各各の機能を明確に分化させ、① 強制加入の公的階層では、財源は租税より、機能は、再分配と保険である。② 強制加入で民間が管理する階層では、財源は完全に積立（規制がある）より、機能は、貯蓄と保険である。③ 任意加入の階層では、財源は完全に積立より、機能は、貯蓄と保険である。といった階層型に再編すべきである。」（Averting the Oid Age Crisis, 1994）

⁽⁹⁾ 基本年金保険システムの詳細について、次の拙稿、「中国社会保障制度の改革—国有企業改革の「お守り」—」（ニッセイ基礎研 REPORT, 2000. 2）、「中国社会保障制度の現状と問題」（海外社会保障研究, Autumn 2000, No132）、「『中国の社会保障制度』の内容（講演録）」（海外社会保障研究, Summer 2001, No135）を参照。

(1) 基本年金保険の財源

すでに述べたように、年金保険の財源は国家、企業、個人の三者がともに負担するが、ではいったいその三者は、どのような形で分担するのだろうか。

まず、国が負担する部分は、主に次の二つである。一つは、社会保険管理機構の人件費を含む管理費用である。もう一つは、年金保険基金の収支状況が悪化し、赤字が出た場合、財政からその赤字を補填する救済金である。

次に、企業が負担する部分は、職員・労働者の基本年金保険掛け金である。全国统一規定によると、企業が負担する保険掛け金は、職員・労働者の賃金総額の20%を超えないこととされている。その中の一部は、個人年金口座に繰り入れられる。

個人年金口座に積み立てられる金額は、企業と個人が払う分を合わせて、職員・労働者本人の前年度の平均月給の11%に相当する金額である。個人が支払った分（この点について、次の個人負担分で説明する）を除く残り部分は企業納入分の中から繰り入れることになる。口座の積立金残高は、一定の預金利率で利殖される。

最後に、個人が負担する基本年金の保険掛け金の割合は、1995年で労働者本人の賃金の4%であり、1998年より2年ごとに1ポイントずつ引き上げ、最終的には、8%まで引き上げる計画となっている。個人負担の割合が上がるにつれて、企業の繰り入れる部分はそれに対応して1ポイントずつ引き下げ、最終的には3%まで引き下げられる。

ただし、企業が納入した保険料から職員・労働者の個人年金口座に繰り入れる部分が引き下げられても、企業側が賃金総額の20%の保険掛け金を負担することは変わらない。

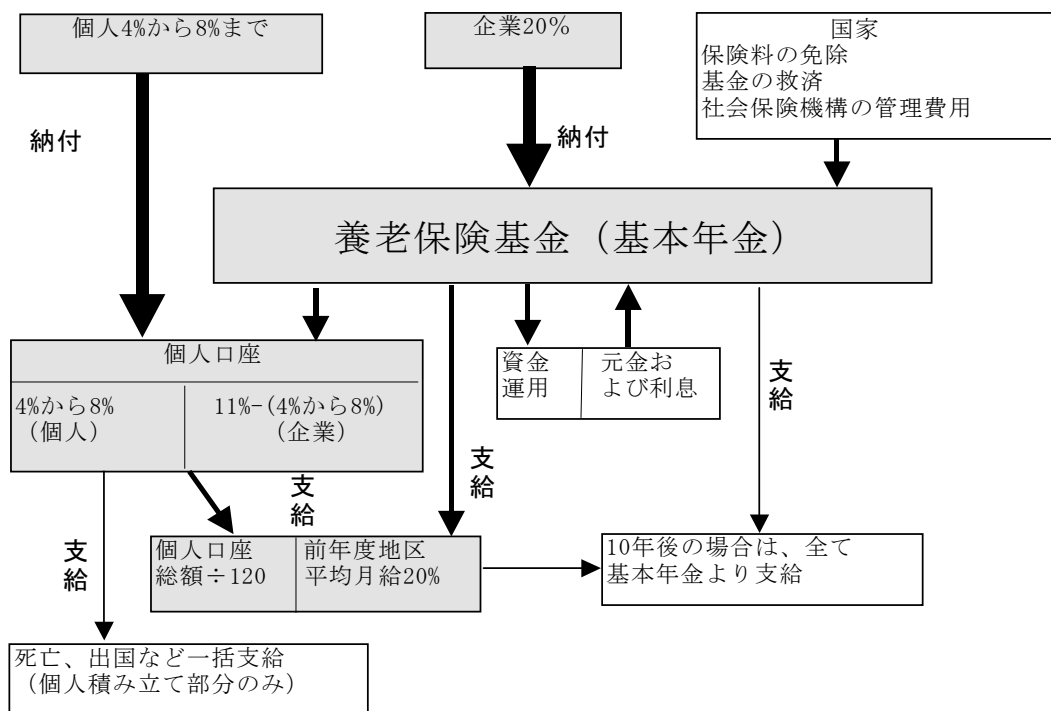
(2) 基本年金の給付

全国统一規定によると、15年以上保険掛け金を納入した被保険者には定年退職した後、基本年金が給付される⁽¹⁰⁾。

基本年金は基礎年金部分と「年金口座からでる部分」により構成される。給付期間は終身であり、基礎年金部分は、年金保険基金から給付するものであり、その基準は、現地の前年度の職員・労働者の平均月給の20%である。「年金口座からでる部分」は、本人の個人年金口座内にある積立金の120分の1を120ヶ月（10年間）に亘って毎月支給する。口座内の積立金残高がなくなった後、または給付開始後10年を経過した後も、受給額は変動なしで、年金保険基金から全額を受給することになる（基本年金保険の財源、給付の概要は図表-2のとおり）。

⁽¹⁰⁾ 保険掛け金を納入した年数が15年未満の被保険者は、定年退職した後、別の規定に従うことになる。

図表－2 基本年金保険のイメージ図



(資料) 新聞記事、行政法令より作成

年金口座の積立金は、本人が定年退職した後の生活を保障するために使用するものであり、定年退職前に引き出すことはできない。職員・労働者が転職する場合、年金口座およびその口座内にある積立金は転職先に移す。職員・労働者が死亡または国外に移住する場合、すでに定年退職しているかどうかに関わらず、口座にある積立金または残額をすべて返還することはしない。雇主（企業）側が口座に積み立てた部分を除いた本人の積み立て分のみを、遺族（法定相続人に限り）または出国する被保険者に返還するのである。

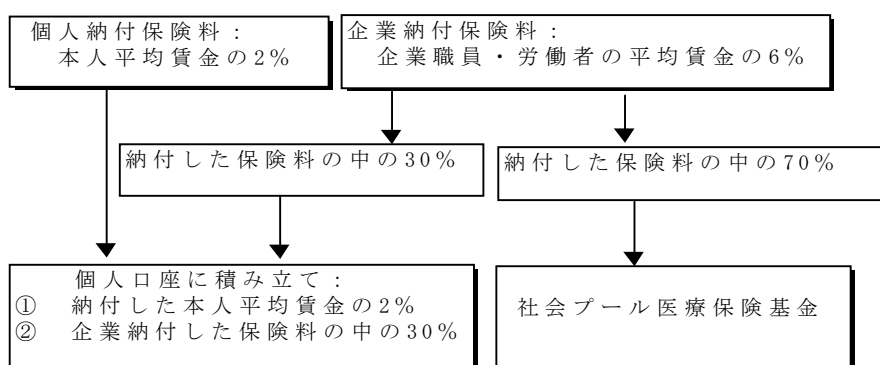
2. 医療保険

旧医療保険制度は、「公費医療制度」、「労働保険医療制度」から構成され、両方の対象者とも無料で医療サービスを受けることができた。ところが、経済改革開放後、計画経済体制に慣れた国有企業では経営状況の悪化が進み、医療費の負担に耐えられない企業が急増した。

こうした状態で、90年代から、医療保険制度の抜本的な改革が始まった。そして、98年に全国統一医療保険制度が公布され、その時点でようやく新しい制度が整備された。政府は年金保険制度と同様に、基本医療保険制度とそれを補完する「企業補充医療保険」、「個人貯蓄式医療保険」の制度を設けた。

全国統一基本医療保険の掛け金負担の概要は、図表－3のとおりである。

図表－3 基本医療保険の略図



(資料) 新聞記事、行政法令より作成

医療保険掛け金は、年金保険と同様に、個人と企業それぞれが負担する。個人が負担する保険掛け金は、本人の賃金（ボーナスを含む）の2%であり、これは、本人の医療保険口座に積み立てる。企業は、会社全体の平均賃金の6%を医療保険掛け金として負担する。その保険掛け金の70%は医療保険基金に納入し、残りの30%は、職員・労働者の医療保険口座に繰り入れなければならない。

医療保険金の給付は、図表－4のとおり、実際に要した医療費用と給付スタートライン、最高給付ラインとの大小関係によって決まる。給付スタートラインは、地方政府（日本の都道府県に相当する）を単位とする現地の職員・労働者一人当たりの年平均賃金の10%前後にあり、最高給付ラインは、現地の職員・労働者一人当たりの年平均賃金の4倍前後にある。その具体的な金額は、各地方政府が決定する。

- ① 医療費用が、給付スタートラインに達しない場合は、医療保険基金からの給付はない。個人の医療保険口座から支払うか、自費で支払うかである。口座の残高がなくなった場合、患者の自己負担となる。
- ② 医療費用が給付スタートライン以上で最高給付ライン未満の場合には、医療保険基金からほぼ補填されるが、本人も一部を負担しなければならない。
- ③ 最高給付ラインを超えた医療費用は、全額自己負担となる。こうしたリスクに備える手段としては、前述の「企業補充保険」「個人貯蓄式保険」や民間保険への加入がある。もちろん、雇主の経営状況が良ければ、企業側が高額の医療費用に対して若干の補助を行う可能性は残っている。

図表-4 給付スタートラインと最高給付ライン

医療費用	③	最高給付ライン以上： 補充医療保険、または 商業保険を加入する	最高給付ライン
	②	給付スタートライン以上最高給付ライン未満： 主に社会プール医療保険基金から支払い、個人も一部を負担する	給付スタートライン
	①	給付スタートライン未満： 個人医療保険口座から支払う。 足りない部分は自費	

給付スタートライン：
 職員・労働者の一人当たりの年平均賃金の10%前後
最高給付ライン：
 職員・労働者の一人当たりの年平均賃金の4倍前後

(資料) 新聞記事、行政法令より作成

年金保険と同じく、社会プール（医療保険基金）と個人医療保険口座を結合させることにより、従前と比べ根本的な改革がなされている。

3. 失業保険

改革前の労働制度は、旧ソビエトのそれをモデルとして、形成されたものであり、「クビ」や辞職は極めて少なかったため、当時の中国では、失業は社会問題とはならなかった。勿論、失業保険制度の整備も社会的なニーズがなかった。

しかし、1978年以降、国有企業の労働制度の改革が始まり、終身雇用制の崩壊、職業選択自由制度の導入および企業破産などの原因によって失業者が出始めた。80年代後半から90年代に掛けて、失業者・一時帰休の人数は、だんだん増えてきた。

政府は、社会安定をはかるため、国有企業に一時帰休者の内部救済を強制するとともに、重要な役割を持つ失業保険制度を急いで整備することになった。99年、国務院が「失業保険条例」を公布し、各地方政府は、当該条例に従って、失業者に対して社会的な救済を行うこととなり、これによって失業保険制度は正式に確立した⁽¹¹⁾。

⁽¹¹⁾ 失業保険制度の詳細は、前掲注9の各稿参照。さらに、拙稿の「4章失業と失業保険、第5章労災保険、第6章生育保険」(『中国は大丈夫か？社会保障制度のゆくえ』、中国研究所編集、創土社、2001年4月5日)を参照。

4. 労災保険

労働災害保険制度（以下、「労災保険」と略す）は、1951年、「中華人民共和国労働保険条例」が公布されたことによって作られたものであり、国務院は、1958年の「職員・労働者の定年に関する暫定規定」および1978年の「労働者の定年退職に関する暫定規定」の中で、2回にわたって労災保険に関連する部分を改正した。

こうして作られた労災保険制度は、労災適用の範囲、労災の認定基準、労災補償の給付、待遇、職業病の防止、職業病の補填基準などの確立によって、労働災害に対する保険システムを完成した⁽¹²⁾。

5. 出産・育児保険

出産・育児に関する社会保険制度は、50年代前半、定年退職制度や医療、労災等と同時にスタートした。女性職員・労働者に対して、単独の労働保護に関する保障制度が定着したのは、改革開放後のことであった。

1994年12月、労働部（現在、労働・社会保障部）が「企業職員・労働者の出産・育児保険の試行弁法」（以下、「出産・育児保険規定」という）を制定した。その時点から、女性職員・労働者に対する出産・育児保険制度が正式に導入されたといえる⁽¹³⁾。

6. 救済制度

前述したように、政府は、社会安定をはかるため、国有企業に失業者、一時帰休者の内部救済を強制するとともに、社会的な救済を行うこととなり、これにより失業保険制度を急いで整備した。それにも関わらず、上記の者が失業保険制度を適用されない場合、都市部住民の最低生活保障制度を確立し、最低生活を保障する社会的な救済をするよう、各地方政府に通知した。その通知は、1997年に公布した国務院の「全国における都市部住民の最低生活保障制度の確立に関する通知」である。

各省、自治区、直轄市政府は、国務院の通知に従って、最低生活保障制度の実施細則を作った。それらの実施細則の中で、各地方の経済格差や生活水準を照準しながら、現地の物価水準に合わせるよう最低生活保障救済金の給付標準をそれぞれ定めた。それは、毎年変更するわけではなく、年によって、据え置く場合もある⁽¹⁴⁾。

⁽¹²⁾ 労災保険制度の詳細は、前掲注11の各稿参照。

⁽¹³⁾ 出産・育児保険制度の内容について、前掲注11の各稿参照。

⁽¹⁴⁾ 最低生活保障制度に関する詳細内容について、前掲注9の各稿参照。

V. 社会保障に影響を与える5つの要因

社会保障の展開には様々な要素が影響を与えている。たとえば、経済の状況（景気の動向）、労働人口の変動（失業率の高低）、人口構成の変化（少子高齢化の程度）などである。

ところが、前述したように、中国は社会主義体制を採っているが、数千年の文化や伝統（歴史）および自国特有の事情が存在しているとともに、他国と共通する点も存在している。まとめて見れば、次の5つの要素が社会保障に影響を与えるものとして考えられる。

第一に、経済発展の中で産業構造の変化、経済発展の不均衡が社会保障に与える影響、

第二に、高齢化、人口増加と連動する人口の変動によって年金基金や医療基金の空洞化が進み、それによる社会保障に対する影響、

第三に、社会保障の役割分担の中で主役となる政府の政策（社会保障を左右する重要な位置にある）の動向が社会保障に対する影響、

第四に、第一次産業の社会保障政策の制定や、非雇用者（非給与所得者グループ、いわゆる、「インフォーマル・セクター」）を対象とする社会保障システムづくりは、発展途上国に共通する難題であるが、これが社会保障に与える影響、

第五に、数千年の歴史を持つ中国では、社会保障が生成される前から、国・民族の伝統や習慣などに従って、家族を中心に構成員の養老や医療・介護を担ってきたが、その伝統と習慣などが社会保障に与える影響である。

これらの5つの要素は、相互に密接に関係し、1つの整体として考えなければならないが、全体を同時にみることは、紙面上の関係で全体的な性質の把握が困難になりかねないため、ここでは一つずつ順に検証していく。

1. 経済の発展

(1) 産業構造の改革に伴う社会保障システムの整備

中国では産業構造改革といえば、その中心的な課題は、「国有企業」の改革である。ところが、国有企業改革（民営化）の幕が開かれた後、様々な変化がもたらされた。その中で社会保障制度と関連のある変化は、主に次の2点である。

第一に、国有企業改革は、「民営化」または「一部民営化」を中心として行われ、国有企業の国に属する所有権の一部は、法人または個人に移ることになる。民営化の進展に伴い、企業の効率を向上させるため、人件費の削減というリストラを中心とする改革が行われ、終身雇用制度が崩壊し、失業者、一時帰休者が急増してきた⁽¹⁵⁾。

⁽¹⁵⁾ 失業および一時帰休について、拙稿の「中国の失業問題とその展望—都市部貧困層の拡大と高失業率の長期化—」（海外社会保障研究、Spring 1999, No126）の124頁を参照。

第二に、計画経済から市場経済へ移行する際、経営方針や施策などを市場経済に合わせるようになり、職員・労働者に対する保障のすべてをカバーする「企業保険」（養老、医療など）の採算がとれず、「社会化」しなければならない環境がでてきた。

こうした状況で、失業者（一時帰休者を含む）に対する失業保険システムを含む社会的なセーフティネット（安全網）の構築が、国有企業改革のバックアップとなる。したがって、国有企業改革の成功を確保するためには、社会保障システムを整備しなければならない。

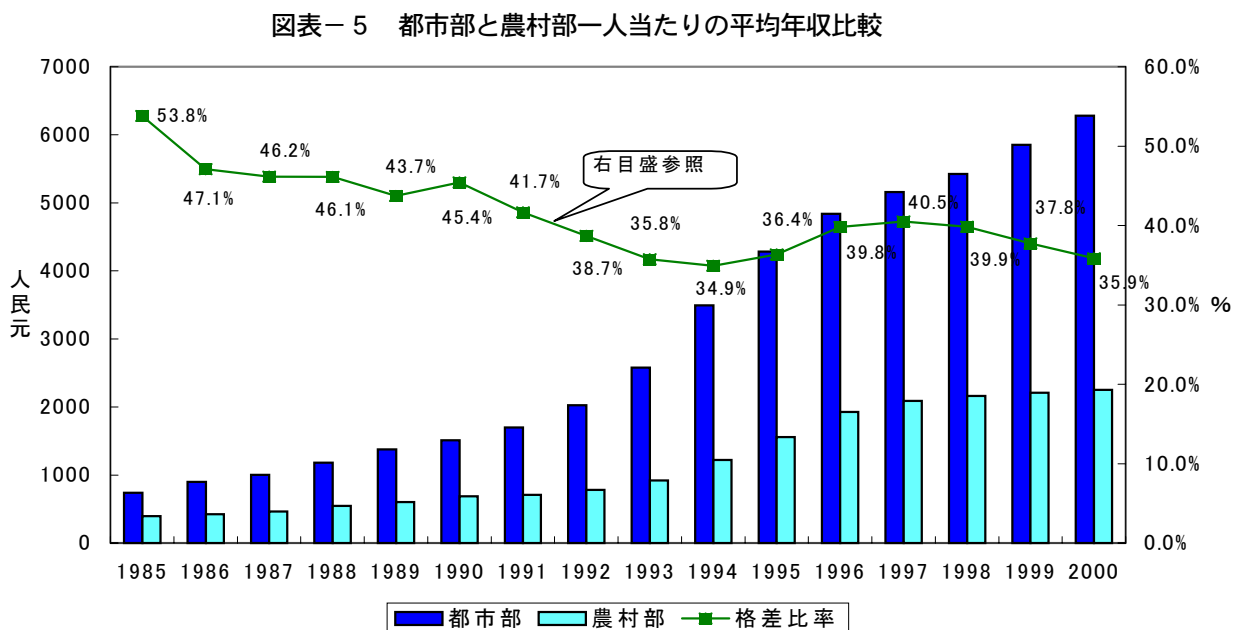
また、計画経済から市場経済への移行に際し、国有企業をはじめ、各種の企業や団体などが職員・労働者に対する保障のすべてをカバーする「企業保険」の重圧に耐えられなくなったため、企業が全部を負担するのではなく、個人にも社会保障掛け金の一部を負担させ、国（政府）、企業、個人三者負担というシステムを構築することが極めて重要となった。

(2) 経済発展のアンバランス（貧富不均による格差）

地域の経済環境、条件、地域差によって、経済発展の進み方が違ってくる。その結果、経済発展のバランスが崩れ、不均衡状態になる。その不均衡状態には、およそ3つのケースがある。一つ目は都市部と農村部の間での貧富格差、二つ目は都市部内での貧富格差、三つ目は農村部内での貧富格差である。

第一に、都市部と農村部との間での貧富格差である。

中国において、都市部と農村部の間では激しい貧富格差が存在している。図表－5は、1985年から1999年までの都市部と農村部一人当たりの平均年収の比較であり、その格差がどんどん広がり、農村部と都市部との距離が著しく離れていることが分かる。



(資料) 「中国統計年鑑 2001」 中国統計出版社、2001年10月

第二に、都市部内での貧富格差である。

中国では、経済成長が本格化した 90 年代に入って大都市圏を中心に新中間層が台頭してきた。上海では現在、新中間層（年収 3 万人民元以上、約日本円 48 万円）は人口の約 5% を占めている。一方、失業者は最低生活ラインの窮乏生活を過ごしている。高率の失業によって都市部内で貧富の格差が拡大していることはあまり報道されていないが、都市部では、失業救済金または一時帰休者の生活費は年間約 3,600 人民元前後（約日本円 6 万円）であるのに対し、超高所得者には年収 100 万人民元（約日本円 1,600 万円）以上の者も少なくない。「貧富平均」を目指した社会主義の計画経済体制が崩れた後の中国では、新中間層および超高所得者が今後も増加を続けると、高い失業率の下での貧困層の一層の拡大と相俟って、都市部内での貧富格差がもっと激しくなると予測できる。

第三に、農村部内での貧富格差である。

同じ農作業をしている農民でも地域によっては、その貧富の差は非常に激しい。特に、沿海部の豊かな地区の農民の平均収入は、都市部の給与所得者の平均収入を超えるケースもしばしばある。ところが、内陸部（西部地方を含む）の農村の年収と大都市郊外の農村部の収入を比べると、政府の公的統計データによっても、その格差が大変激しい（図表－6 参照）。実際の経済格差は公的統計データより深刻ではないかと思われる。

図表－6 農村地方の地域別（一部）の年収比較（1999 年）

(人民元)			
豊かな地区(高い順)	年収	収入が低い地区(低い順)	年収
上海郊外農村部	5409.11	チベット	1309.46
北京郊外農村部	4226.59	甘肅省	1357.28
浙江省	3948.39	貴州省	1363.07
広東省	3628.95	雲南省	1437.63
江蘇省	3495.20	陝西省	1455.86

(資料)「中国統計年鑑 2000」中国統計出版社、2000 年 10 月。

沿海都市部と内陸農村部との所得格差の拡大に、高い失業率による都市部内の所得格差が加わることは、中国社会全体において不安定な要素が増すことを意味する。都市部貧困層、低収入層または貧困地区の農業者に対して生活保障を与えるため、基本的な「生存権を確保する」目的の社会保障システム作りが急務とされているが、社会保障の「所得再分配」機能を果たす余地も十分残っていると考えられる。

(3) 高失業率の影響

前述したように、国有企業の改革の中での一つの重要な手段である余剰人員の整理は、結果的に失業率の急増を招いている⁽¹⁶⁾。

労働人口急増の圧力の下、都市部では新規の求職者が毎年千万人単位で増加しているが、その

⁽¹⁶⁾ その詳細の内容は、拙稿の『中国は大丈夫か？社会保障制度のゆくえ』（一部執筆）の「第 4 章失業と失業保険」（編集：中国研究所、創土社、2001 年 4 月 5 日）を参照。

受け皿として供給される就職ポストの増加は数百万人単位である。さらに、就職ポストが少ないにもかかわらず、農村部の余剰労働者の都市部への出稼ぎブームが長期化・恒常化しているため、都市部の失業者の間では就職競争が今後一層激しくなることが予想される。

失業率が高くなることは、社会保障システムの運営に大きな影響を及ぼす。なぜならば、まず、失業保険金の給付が高くなり、失業保険基金の収支バランスの維持が困難になる可能性が生じる。次に、ほかの社会保険にも大きな影響がでるはずである。失業状態中の者は、社会保険料を納付すべき能力が低下し、免除するかまたは政府、企業（元企業かまたは新就職企業か）が肩代わりするか、という方法しか取れない。失業者の社会保険料を免除すれば、社会保障基金に直接影響が出る。すなわち、社会保障基金の財源が減ることになる。また、政府または企業が肩代わりする場合、公的資金（税金）を使うことになるか、または企業の負担がさらに増えるという結果につながるわけである。

この点については、後の「人口流動化による都市部の雇用への圧力」のところで再び触れる。

2. 人口の変動

(1) 高齢化の進行が社会保障に及ぼす影響

今世紀の前半、中国では人口構成を巡って三つの変動があると専門家は予測している。

第1の変動は、2020年から2030年にかけて少なくとも15億の総人口を擁することになるということである⁽¹⁷⁾。

第2の変動は、就労年齢人口（16歳から定年⁽¹⁸⁾まで）が2020年に10億人に達することである⁽¹⁹⁾。

第3の変動は、高齢化が急速に進むことである。2050年には、現在1.3億人の60歳以上の高齢者は、4.4億人に達すると見込まれる⁽²⁰⁾。

上記の3つの変動がもたらす結果として、中国は、人口増、高齢化、失業増という3つの重要な課題に直面すると推測できる。

第一に、人口が急速に増加した後、限られた国土の中で生存に必要な環境整備が不足することになりかねない。例えば、水、食料、住宅、教育等である。

第二に、高齢化が急速に進んだ後、高齢者の生活に関わる問題、例えば、年金、老齢医療、介護等が浮かび上がってくる。

第三に、高失業率が持続すれば、大きな社会問題になり、社会不安定要因にもなりかねない。雇用枠の拡大、新雇用チャンスの創出、等の問題を重視しなければならない。

中国では人口が引き続き増加することにより、土地、食糧、雇用などが厳しくなる。もっとも

⁽¹⁷⁾ 中国科学院国情分析グループ編著、胡鞍鋼・王毅執筆「生存と発展」科学出版社、1989年10月、p. 20 参照。

⁽¹⁸⁾ 中国において、法律で定められた定年の年齢は、男性は60歳、女性は55歳である。

⁽¹⁹⁾ 前掲注18参照。

⁽²⁰⁾ 中国経済導報、2001年9月22日。

厳しいのは、就労人口への負担が重くなることである。また、高齢化が進むことにより、高齢化社会に備えるための年金、老齢医療費用もそれに応じて増やさなければならず、若い世代の負担はますます大きくなる。これは中国の歴史上未曾有の事態である。

ここでは、人口の変動がもたらす3つの課題の中で、最も社会保障との関連性の高い高齢化問題を検証しておきたい。

日本も少子高齢化がかなり進んでおり、社会保障基金の運用が比較的厳しい状態になっているが、「福祉国家」である北欧諸国やイギリスなどの諸先進国も同様の悩みがある。社会保障基金の収支のアンバランス状態や、高い社会保障財源を負担する個人と企業が、その重圧に耐えられない状態が生じている。

中国において、今現在は、欧米諸国と比べると、高齢化現象はそんなに厳しくなっていない。2000年の国勢調査（中国語では、「人口普查」）のデータによれば、65歳以上の高齢者は、9,000万人を超え、総人口の6.96%を占め、60歳以上の方は、1.3億であり、総人口の10%を占めている。しかし、前述したように2050年には、高齢者の人数が4.4億人になるとすれば、数十年後、中国の高齢化現象は、欧米諸国と同様のレベルになりかねない。

現在、中国で実施されている一人っ子政策は、都市部ではしっかり実施されているが、農村部では、2人以上の子供を持つ世帯がかなり多く、そうすると、都市部は少子化と高齢化が同時に進行し、高齢化は欧米諸国より速く進む。一方、農村部では、出生率が減らず、医療技術の進歩によって、高齢化のみが進むことになりかねない。その政策の効果は、都市部において、現役の若い年齢層を減らし⁽²¹⁾、社会保障の財源となる若い世代から拠出する保険料の減少によって、社会保険基金プールへの投入量が減少していく。他方、高齢化が進み、高齢者への年金、老齢医療費用などの給付量は増える一方であり、欧米諸国より深刻で困難な境地に落ち込み、社会保険基金プールの収支バランスが崩れる可能性は高い。一方、農村部においては、人口減と高齢化が同時に進行する都市部のような深刻な状況は見られないが、もともと社会保障制度が整備されていないため、社会保障制度をどのように整備するかが今後のポイントになる。こうした状況の中で、今後、中国人口はどのように変動していくのか、これは中国政府の人口政策と関わることであり、その動きが高齢化社会を左右すると言っても過言ではない。高齢化のピークを穏やかに乗り越えることは、今後の大変重要な課題である。

(2) 介護保険制度の導入

高齢化が進む中で、高齢者の介護問題が社会問題としてますます深刻化していくのではないかと予測される。

日本においても、少子高齢化は深刻な問題であり、政府は「介護保険」システムを構築する道

⁽²¹⁾ 農村部から都市部への出稼ぎ農民工は、戸籍は農村にあるため、都市部の給与所得者を対象とする社会保障制度の枠外にある。人口統計や子供の出生率などの正式の統計には、戸籍にある農村部で統計される。

を踏み出した。中高年者を強制的に介護保険に加入させ、政府、企業、個人の三者が負担する形で介護保険システムをつくり、迅速に高齢化社会の介護問題の解決に備えている。

この問題は、中国においては、日本と同様の手法では解決することができないと考えられる。この点については、後の「伝統・習慣と社会保障」のところで掘り下げて分析する。

3. 政策の要因

(1) 政府の関与度

社会保障制度の要件として、多くの学者は、「効率性」と「公平性」を強調してきた⁽²²⁾。この中で、「所得再分配（所得移転機能）」と「リスクの分散（機能）」は社会保障の主な機能であるとされている。所得移転機能を詳細に述べると、所得の移転を通じ一定以上の生活をすべての人に保障する。それは、一般財源を通して、公的扶助、年金の基礎的部分、老人医療福祉等に使われるという説である。また、リスクの分散（機能）は、起こりうるリスクに保険を通して共同で備えるという考え方である。こうした考え方の下で、強制加入の社会保険が構築され、所得に応じた（リスクには比例しない）拠出（保険掛け金）が求められる。一方、一定限度を越える保障は任意加入の民間保険に譲り、そこでは、保険掛け金はリスクに応じて計算されるという方法である。

ここで議論したいのは、上記の社会保障システムの設計は、完全に政府の行政関与行為であり、問題は社会保障システム展開の中で、政府はどこまで関与するかにある。

国家（政府）の機能には、様々な機能があり、一般論として、基本機能、中間機能、介入的機能に分かれる⁽²³⁾。社会保障に関して言えば、基本機能は、貧困層の保護、災害に対する救済等であり、中間機能は、再分配的年金（年金の基礎部分）、失業保険等であり、また、介入的機能は、資産再分配である⁽²⁴⁾。政府が一定の範囲で社会保障に関与していることは、各国に共通している。もちろん、政府の関与度は最低限に抑え、民間保険に頼るアメリカモデルのようなケースがあり、まさに中国社会保障システムの中で、ほとんど、「所得再分配」の機能は果たせなかった。要は、政府の機能として、基本機能と一部の中間機能を果たしているのみである。

また、もっと深く社会保障の役割分担を考え、政府はどこまで分担するかについて、検証してみる。

社会保障の役割分担については、「二元論」が有力であり、それは、「市場（個人）－政府」という二元的な枠組みが社会保障を担うということである。また、「三元論」を唱える説もある⁽²⁵⁾。三元論は、「市場（個人）－共同体（コミュニティ）－政府」というモードを提言し、共同体（コミ

⁽²²⁾ 堀勝洋氏『現代社会保障・社会福祉の基本問題』（ミネルヴァ書房）、一圓光彌氏『社会保障論[第4版]』（誠信書房）、川村匡由『社会保障論[第3版]』（ミネルヴァ書房）、田畑洋一『社会保障各論』（学文社）、広井良典『日本の社会保障』（岩波新書）参照。

⁽²³⁾ 前掲注22の各著作参照。

⁽²⁴⁾ 『世界開発報告：変わり行く世界における国家』（1997年）を参照。

⁽²⁵⁾ 前掲 広井、116頁参照。その詳細は、拙稿の「中国社会保障制度の改革について」（ニッセイ基礎研究所調査月報、1995.11）参照。

コミュニティ)の位置付けを重視する説である。

中国には、50年以上の社会主義体制の歴史があるため、社会保障の役割分担のモードは、必ずしも欧米諸国・日本と一致するわけではない。そもそも、国の歴史や人文地理などの要素が社会保障システムの構築・展開を左右する大変重要なポイントになるため、ここでその各要素を配慮し、中国特有の事情を観察してみよう。

中国特有の事情を配慮し、上記の「三元論」を当たってみると、政府と個人という二元の社会保障に対する機能は、先進国と大同小異であるが、違うところは、共同体(コミュニティ)の位置付けである。前述したように、中国は社会主義体制が50年以上実施されてきたが、ほとんどの国営企業(現在国営企業)自体が小さな社会のような存在であり、企業内は、職員・労働者の「生、老、病、死」まですべての施設を備えている。「麻雀雖小、五臟俱全」(すずめは幾ら小さくても、内臓はきちんと揃っている)である。改革開放前、給与所得者グループに属する職員・労働者は、企業から離れると、就職がまず問題になり、安定した収入も貰えず、生活上の問題は解決できない状態になった。もっと厳しいのは、企業から離れると、社会保障の対象から除外されることである。従って、中国では、企業は「単位」と呼ばれて、なんでもかんでも「単位」を中心とする仕事や暮らしというモードで生きてきた。職員・労働者が会社(単位)に依存するのは今でも大きくは変わっていないと思われる。中国都市部の給与所得者グループの「単位」への依存性はよその国より強い。

また、現実の社会保障の役割分担の中で、「単位」は個人より負担がはるかに重く、たとえば、保険掛け金の負担は、個人が拠出する金額より多めに払っている。筆者が上海市を例としてまとめたデータ(図表-7を参照)によれば⁽²⁶⁾、企業側の福祉や社会保険掛け金の負担は、個人負担のはぼ4倍である。ほかの都市も上海市とほぼ同じ水準である。

図表-7 上海市の企業と個人の負担の比較表

項目	給与総額に対する割合(%)	
	企業負担部分	個人負担部分
年金保険料(掛金)	23%	平均6%
失業保険料	2%	1%
医療保険料	12%	2%
労災保険料	1%	0
出産・育児保険料	1%	0
住宅積立金	7%	7%
福利基金	14%	0
教育基金	1.5%	0
組合運営資金	2%	0
合計	63%	16%

(資料) 新聞記事、行政法令より作成

中国における社会保障の役割を分担するのは、「個人-企業-政府」という「三元」であることが明らかになる。社会保障システムの中で、仮に企業が役割を果たせないと、年金保険、医療保

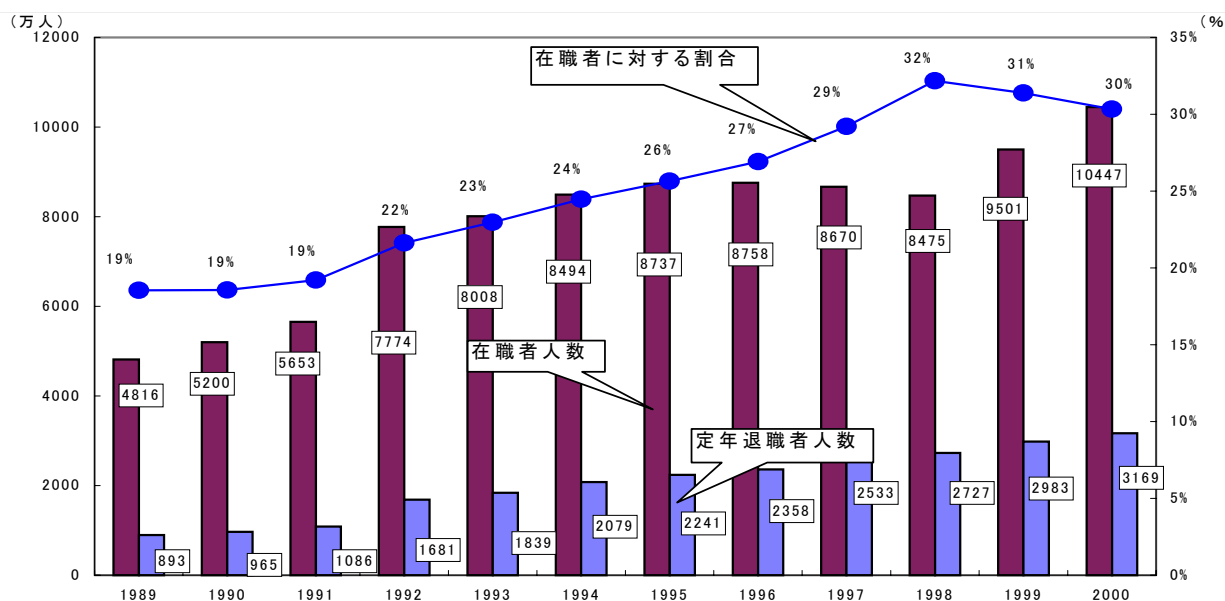
⁽²⁶⁾ 拙稿「中外合弁会社の設立・経営をめぐる法的リスクおよびその対策」(国際商事法務、Vol. 23, No. 9, 1995) 参照。

険などの社会保険制度は成り立たないと言っても過言ではない。これが「中国特有の事情」である。中国社会保障制度の中で、給与所得者グループのみシステムを整備することは、まさに企業という柱が大変重要な役割を担っていることから、そのシステムが動きやすいという面がある。なぜならば、現行の社会保険制度の中で、年金保険や医療保険などの政府（国）の役割分担は、はっきりみえないが、その重要な役割分担者は、企業である。換言すれば、企業は、社会保険の掛け金の最大の負担者である。もちろん、国は社会保険システムの構築や社会保険の運営システムの維持などの役割分担をしているが、これまでのところは、日本の基礎年金部分のようないわゆる税方式での資金の投入は、ほとんど見当たらない。換言すれば、社会保険プール（社会保険基金）に国の財政からの公的資金（税金）の投入はなく、「所得再分配」機能（中間機能）はほとんど果たしていないと考えられる。

(2) 年金保険基金と医療保険基金の空洞化傾向

高齢化が急速に進む中、定年退職者人口も急増している（図表－8参照）。

図表－8 基本年金保険加入者の中での在籍者定年退職者の増加状況



(資料)『中国労働と社会保障年鑑 2001』(中国労働社会保障出版社、2001年10月)より作成

2001年8月、労働・社会保障部は、基本年金の給付状況に関するレポートを公開した。7月の全国の基本年金給付予定額は、173億5,700万元であったが、一部の地区は年金基金の資金不足のため、実際は173億元しか給付できず、5,700万人民元は給付できていない。そのうえ、残額をいつまで給付するかについては、次の月に回すのかまたは次の次に回すのか、明らかではない。図表－9は各年度に支払いを滞らせた基本年金の状況である。

図表-9 支払いを滞らせた基本年金の状況

	(億人民元)			
	1998	1999	2000	2001(上半期)
前々年度以前に支払いを滞らせた年金を払った額	30	133.4	38.5	6.33
前年度に支払いを滞らせた年金を払った額	NA	NA	NA	5.56
当期払いを滞らせた年金額	NA	NA	NA	1.2

(資料) 各年度の「労働・社会保障統計報告」(中国労働と社会保障部ホームページ)より作成

また、黒龍江省、湖北省、海南省および湖南省の4つの省において、基本年金の収支の悪化が深刻となっている。その中で、湖北省に属する3つの県および湖南省に属する益陽市大通湖区は、年金保険基金の残高はゼロになっており、現状、当該月に保険料を徴収した後、その徴収分の範囲においてのみ給付している状態である。

国有企業と都市部集団企業の年金保険基金の収支状況は、大変厳しい。特に、都市部集団企業の収支状況は、1995年からずっとマイナスである(図表-10参照)。

図表-10 国有企業と都市部集団企業の年金保険基金の収支状況

	国有企業の収支状況			都市部集団企業の収支状況		
	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額
1995	802	716	86	111	118	-7
1996	969	862	107	139	151	-12
1997	1131	1059	72	136	168	-32
1998	1214	1290	-76	150	193	-43
1999	1567	1591	-24	180	236	-56
2000	1698	1647	51	200	265	-65

(資料)「中国労働統計年鑑2001」(中国統計出版社、2001年10月)より作成

近年、社会保険基金(年金保険、医療保険、失業保険などを含む)の収支自体はほぼバランスしているが(その収支状況は、図表-11参照)、もっとも注目すべきところは、職員・労働者が自分のために個人年金口座に積立てた資金が底をつきつつあることである。その原因は、一部の地方に年金保険基金が不足しているため、個人年金口座の積み立て資金を、勝手に年金として支払ってしまったということである。その影響で、一部地方の個人年金口座の残高は、すでに空になっており、この現象は「空帳」と言われている。

図表-11 社会保険基金の収支状況

	(億人民元)		
	収入	支出	収支差額
1995	971	858	113
1996	1252	1082	170
1997	1458	1339	119
1998	1623	1637	-14
1999	2212	2108	104
2000	2645	2386	259

(資料)「中国労働統計年鑑2001」(中国統計出版社、2001年10月)より

毎年その不足資金は約 2,000 億元であり、今後 10 年ないし 20 年の間に、不足額は約 2～3 兆元になるという予測がある⁽²⁷⁾。

高齢化が急速に進む中、中国は定年退職者人口の急増に直面している。このような状況で、財源の限られた年金保険基金は「僧多粥少」（ものが少ないのに、分配を願う人が多い）の局面を迎え、改善の見通しは立っていない。現行のシステムでは個人と企業が拠出した保険料を積立式で社会保障の財源の一部として確保できると考えられるが、確保できない部分（足りない部分）については、どのように措置をとり、「開源節流」（財源を開拓し支出を節約する）できるかが、今後の重要な課題として残っている。現時点で考えられるのは、「開源」について、たとえば、新しい財源の確保のため、国が保有する国有企業の株式「国有株」の一部を現金化し、その資金を社会保険基金に投入することである。「節流」については、日本と同じように、社会保障システムを変更し、年金の受給開始年齢を 65 歳まで繰り下げ、現役の在職者から多めに保険料を取ることである。

一方、まだ改革中の医療保険制度は、高額な医療費の無駄使い、過剰医療サービスの横行などが改善されず、すでに困難な局面を迎え、赤字に転落する恐れがある。

失業保険基金の財政も楽観できる状況にはない。国有企業の改革は、リストラによる都市部の失業者（一時帰休者を含む、以下同）の増加につながる。1998 年の失業者の人数は、約 1,934 万人であり、1999 年には、2,394 万人を超えると予測され⁽²⁸⁾、2020 年前後に、都市部の失業者および農村部の余剰労働力の総計は、約 3 億人になるという予測もある⁽²⁹⁾。

上記の各種事情をうけ、さらに、社会保険掛け金の徴収難などの事情によって、社会保険基金の収支バランスは崩れ始めている。各地方の社会保険基金が赤字に転落する恐れが表面化するなど、社会保険基金の財政は大変苦しい局面を迎えている。

(3) 社会保険料の徴収難

社会保険料の徴収難は、社会保障制度改革の大きな障害になっている。企業側が負担すべき社会保険料を納付しないまたは滞納する企業は、昨今年々増え、年金保険の保険料の不納付、滞納はもちろん、医療保険にも影響が出ている。それと同時に、医療保険制度に従って職員・労働者に払うべき医療保険給付金を長期的に滞納することもしばしば生じている。

1999 年 8 月、厚生省社会保障・人口問題研究所は、中国における沿海部の江蘇省、内陸部の四川省の国有企業など（大、中、小型各 3 分の 1 ずつ）、合計 100 社⁽³⁰⁾に社会保険制度に關す

⁽²⁷⁾ 向威達「社会保険基金如何入市」（股易視点、2000 年 12 月 1 日）参照。

⁽²⁸⁾ このデータは、「明年逾 2300 万人失業」香港經濟日報、1998 年 11 月 25 日より。記事によると、このデータは国家計画委員会の報告による。

⁽²⁹⁾ 前掲拙稿「4 章失業と失業保険、第 5 章労災保険、第 6 章生育保険」p. 130 参照。

⁽³⁰⁾ 調査対象である 100 社の中で、国有企業は、60 社、国有企業から民営化された会社は、23 社、中外合弁会社、中外合作会社は、2 社、残り 15 社は、その他の形態の会社である。

るアンケート調査を行った。調査結果によると、調査対象の中で、社会保険料を納入していないまたは被保険者に年金、医療費を支払っていないことが「ある」⁽³¹⁾と答えた企業は、49社あり、その未払い金額は、6,482万人民元（約9億7千万円）に達する。この金額はそれらの会社の年間に払うべき社会保険料総額の48.0%を占め、全調査対象である100社の総額の18.7%を占める。未払い金額が「ない」と答えた企業は、3社である。回答せず、空欄のままにした会社は、48社あり、それらの会社は、ほとんど未払いが「ある」と考えられる。また、未払い保険料および保険金を分類すると、その中で、年金に関係がある分が62.2%、医療費関連のものが8.0%、失業保険料が7.1%、とそれぞれなっている。

上記の調査結果によれば、社会保険制度の改革を実施してから今までの数年間、ほとんどの国有企業や民営化された元国有企業は、様々な原因で、改革以前と変わらず、一部の社会保険料、または年金、医療費を払っていない。企業が社会保険料を払わないと、社会保険基金の運営に悪い影響を与える。

その不納付と滞納の原因を検証してみた。主な原因は下記の4つである。

① 法制度の不完備

未だ、社会保険を規制する法律が存在せず、社会保険に適用されるのは、国務院および行政機関の行政命令、通達である。全国統一的な「社会保障法」は、未だに公布されていない。そのため、企業が負担する社会保険料については、法的拘束力が弱く、上記のように社会保険料の徴収がうまくいかなかった。それを鑑みにして、各地方政府は、社会保険料の徴収に関する地方条例、暫定規定などを制定し、これに基づいて管轄している企業に対して、社会保険料を規定通りに納付するよう呼びかけているが、効果は薄いようである⁽³²⁾。一部の企業は確かに経営状況が悪くなく、巨額の経営赤字を負い、納付能力をなくして、社会保険料を滞納・不納している。問題は、経営状況が良好な一部の企業である。新しく現代的なオフィスビルを建設し、多数の高級車を購入する余裕があるのに、社会保険料はどうしても払う気がない。社会保険料を滞納せざるを得ない企業でも徴収をしようとする社会保険管理機関の徴収員が経済的余裕のある企業で門前払いを経験したケースは少なくない。

それは、国の社会保険法の整備と関連性がある。行政指導意見によれば、企業と個人（職員・労働者）は、社会保険料の納付主体であり納付義務があるため、完全にその義務を履行すべきである。ところが、「労働法」では、職員・労働者は法に従って社会保険の待遇を享受する権利があると同時に社会保険料の納付義務があると、明らかに定めている。しかし、当該法律では、

⁽³¹⁾ 中国において、年金、医療保険補助金の給付制度は、日本と違って、政府の社会保障機関が被保険者に直接支払うのではなく、政府の社会保障機関が被保険者の所属する企業に支払い、そして、それらの企業が被保険者に給付する制度である。

⁽³²⁾ この点について、易佩富氏の論文「車好山路難馳騁」（「中国社会保障」中国社会保障雜誌社、1999年1月）を参照。

企業の社会保険料の納付義務について定めるところがなく、また、職員・労働者の社会保険の待遇を享受する権利の保障に関する法規定も定められていない。社会保険料を徴収できない、または職員・労働者が法に従って享受すべき社会保険の待遇を享受できない場合、社会保険管理部門は、社会保険料の納付義務を有しているにも関わらず不納付または滞納した企業に対し、法的な根拠を明らかにできないため、制裁することができない⁽³³⁾。

こうした背景から、社会保険料を納付しなかった企業は、結果的に行政処罰を受けないため、社会保険料を払わない傾向を助長したともいえる。

いずれにせよ、現行法制度では、社会保険料を強制的に払わせることは明文化されていない。行政機関の「規定」や「通知」などでの社会保険料納付に関する定めは、法律の強行規定ではなく、あくまで行政指導にすぎないので、その強制力および拘束力は非常に弱い。また、社会保険料を納付しないまたは滞納した場合、どのような行政処罰が課されるかについて、全く明記されていない。したがって、社会保険に関する法整備が、大変重要な課題であることは間違いない。

② 企業の経営不振

企業の経営不振、赤字経営による経済力不足も社会保険料滞納・不納の主な原因になっている。

改革開放以来、一部の国有企業は国が経営する形態から民営に変身し（株式会社になる）、一部の企業は従来の国有企業の性質を持ちながら、社会保険改革に乗り出した。問題になる企業は後者である。それらの国有企業という形態を変えず、旧国有企業時代の生産方式と経営方針も変えようとしないうちに、市場のニーズに合わせて急速に変化する市場経済との間にズレが生じ、製品の売れ筋も悪く、運転資金が欠乏し、「三角債」（中国式不良債権）に巻き込まれ、多大な債務を負って、銀行の信用も失墜し、職員・労働者の賃金、定年退職者の年金を給付できず、社会保険料も納付できない窮境に陥っている。

③ 社会保険管理機関の不健全

社会保険の行政管理機関の不健全について、主に次の3つの問題がある。

第一に、社会保険の管理体制が混乱している。

各地方の状況に応じて、いろいろな管理体制を作り上げているのが中国の現状である。各地方の管理体制の名称ひとつとってみても、社会保険局式、社会保険センター式、委員会式、弁公室式⁽³⁴⁾、等様々な管理体制があり、関係する部門も労働部門、人事部門、民政（福祉）部門、

⁽³³⁾ 彭樹生氏は、「企業改制中の社会保険債務問題」（「上海労働保障」上海労働保障編集部、1998年5月号）で、「社会保険法」を早期に制定すべきであると強調した。

⁽³⁴⁾ 社会保険局は、人民政府の従属の行政機関である。社会保険センターは、行政機関ではなく、単なる公益法人または社団法人である。委員会および弁公室は、人民政府の1つの部門である。委員会は、人民政府の1つの部門であり、弁公室よりレベルが高い。

衛生部門等多岐にわたる。たとえば、雲南省の場合、年金保険、労災保険、出産・育児保険は、社会保険事業局が管理し、失業保険は、就業局が管理し、医療保険は医療保険センターが管理している。上海市の場合、年金保険、失業保険、労災保険、出産・育児保険は、労働・社会保険管理局が管理し、医療保険は医療保険局が管理している。

こうした状況のもとでは、管理の混乱を避けることはできず、たとえば、職員・労働者が他の地方に転職する場合に、このような不統一な管理体制で適切な対応措置がとれるかどうか、疑問が残る。

第二に、社会保険の管理機構の多重性である。

上海市を例にとると、具体的な業務の執行者である各区、県の保険事業管理機構の上に⁽³⁵⁾、上海市人民政府、上海市社会保険委員会、上海市労働・社会保険管理局、医療保険局および上海市社会保険事業管理センターといった形で上級管理機関が三、四重に重なっている。

管理機構が重層化すればするほど、業務効率は低下し、管理費用の割合がますます高くなる。このまま手を拱いていると、結局、企業や個人の負担が増える一方となることも懸念される⁽³⁶⁾。

第三に、第一線での業務人員が少ない。

社会保険管理機関や普通の行政管理機関と同様に、幹部役の人が多く、第一線で具体的な業務に従事する人が少ない。また、第一線で業務に従事する者は、管理職の人と比べると経験や教育の水準が低く、その格差が大きい。

④ 保険料徴収方式の不合理的

社会保険料の徴収について、社会保険管理機関は銀行に委託し、銀行が企業から社会保険料を徴収するという仕組みになっている。この徴収方式には、少なくとも、次に掲げる問題がある。

第一に、銀行は、社会保険管理機関のかわりに企業から保険料を徴収するが、強制的な措置を講ずることができない。換言すれば、企業側が納付を拒否する場合、銀行には手の施しようがないのである。

第二に、一部の社会保険管理機関が、「差額納付」という方法を実施しているが、企業側の納付額が受領額より高い場合、滞納や不納等が発生しやすい。

まず、社会保険料の納付と保険給付の仕組みを見て見よう。企業は行政指導意見に従うなら、定期的に社会保険管理機関に社会保険料を納付する義務があり、社会保険管理機関は、毎月企業に定年退職者の年金と医療保険費を支給し、企業はそれらの費用を該当者に支給することになっている。

「差額納付」とは、企業が毎年社会保険管理機関に納付する保険料が受領する保険給付金よ

⁽³⁵⁾ 上海市の行政単位は、上海市（直轄市）の下級行政単位は、区と県である。区は市内の行政単位であり、県は市外の行政単位である。

⁽³⁶⁾ 拙稿「中国社会保障制度改革について」（「調査月報」ニッセイ基礎研究所、1995年11月）p. 21～p. 22を参照。

り金額が高い場合、その差額のみを納付することをいう。逆に、低い場合、納付する必要がなく、受領のみになる。問題は、企業側が積極的に納付することはなかなか見られないことである。

こうした問題を解決するため、上海市は1999年後半から、社会保険管理機関が保険料を強制的に徴収する措置を講じた。年金等社会保険給付金については、市の統一窓口を設置し、企業を経由せずに直接被保険者に支給することを始めた。これがいわゆる「社会發放」である。北京市は、2000年6月1日から上海市と同様の措置を実施している。

しかし、中小都市、県、町などでは、大都市と違って、滞納や不納等が横行している状況の中で、財源を確保しない限り、上記のような「社会發放」の措置を実施することは容易ではない。この問題は、長期化する可能性が残るだろう。

(3) 社会保険基金の財政基盤の強化

中国の財政部（財務省）の予測では、2001年から2006年までに、社会保険基金は約4,552億人民元（約7兆2,000億円）不足するとしている⁽³⁷⁾。こうした状況で、どのような施策をとれば、社会保険基金の財政の空洞化傾向に歯止めが掛かるかについて、種々議論があった。例えば、社会保険基金の債券を発行し、資金を直接調達すること、彩票（日本の「宝くじ」に相当）事業の収益を社会保険基金に充当すること、一部の国有資産を売り出し、得た資金を社会保険基金に投入する方法等が挙げられた。

実際には、中国政府は、社会保険基金の財源拡大の措置として下記の有力な方式を講じている。一つは「国有株保有減策」である。「国有株保有減策」とは、国が保有している株式を減らし、社会保険基金に投入する方策をいう。もう一つは、社会保険基金が証券市場に投資する際の制限を緩和することである。これによって、社会保険基金が、証券市場に直接投資をし、安全かつ有利な資産運用を行い、得た利益を社会保険基金に補充することが可能になった。

一方、経済学者の推測は政府筋の予測と違って、楽観的ではない。その推測によると、社会保険基金の実際の不足額は、約5兆元（約80兆円）であり、国有企業の新株発行額の10%ずつを社会保険基金に補充したとしても、その不足額を完全に埋めるまで、約200年も掛かる、という説もある⁽³⁸⁾。

① 社会保険基金財源確保のための「国有株保有減策」の導入

2001年6月12日、国務院は「国有株保有減より社会保障資金を調達する暫定管理方法」（以下、「管理方法」と略す）を公表し、社会保障資金を確保する大きな方策として講じることになった。

⁽³⁷⁾ これは、2001年から2006年まで、6年間の収支差額の合計である。

⁽³⁸⁾ 樊綱「国有股减持、做比不做好」（金融早報、2001年7月16日）。

規定によると、国が株式を保有している株式会社が、新株を発行する場合、一定の割合で国有株を売り出さなければならず、国有株を売り出して得た資金は「社会保険基金」に帰属する。

しかし、この管理方法は条文が少ないため、詳細な方法は、この管理方法では、ほとんど分からない状態であるが、今もその実施細則は公布されていない。こうした状況の中、一部の上場した国有企業は、新株を発行するとき、国有株保有減策を取り込み、その減らした株式を換金し、その資金を社会保険基金理事会が所管する基金に入金した。

ところが、2001年10月23日、中国証券監督管理委員会は、上記の管理方法を、一時実施中止すると発表した。その中止の原因については、公表されていないが、専門家の推測によると⁽³⁹⁾、「国有株保有減策」が実施された後、株式市場の株価が急落し、その後も株安の長期化が懸念されたからとのことである。また、施策実施後に市場の反発が強くなった原因として、新株を発行する際に政府側が設定した募集価格が高すぎたため、市場の信認が得られなかったこともあるようである。その結果、監督官庁は、こうした市場の反発に対応するため「国有株保有減策」の実施方法を見直すため、一時停止を打ち出したわけである。同策の一時停止直後、上海と深センの各証券取引所では株価が急上昇し、95%の銘柄が値幅制限にかかったため、取引ストップ状態になった⁽⁴⁰⁾。そして、中止が発表された翌日より、証券監督管理委員会は、専門家に意見を求めることを公表、2001年12月3日までに、約4,100件の提案が集まった。いずれにせよ、「国有株保有減策」を政府の施策として実施する意思は変えておらず、実施方法を明確にし、システムを整備した後、実施に移すことになると考えられる。

前述したように、社会保険基金の空洞化はこれからもっと進行するという傾向があり、単一の施策で巨大な「空洞」を埋めることはなかなか難しいと考えられる。むしろ、日本と同様に消費税の税収入を社会保険基金に充当することも考えなければならないだろう。また、「彩票」の利益を社会保険基金に充当することなども今後の財源拡大の手段として必要になるだろう。

② 社会保険基金の投資手法の拡大を巡る動き

社会保険基金の財源を確保し、基金財政の強化と改革という目的を実現するためには、もう一つの措置、すなわち社会保険基金が証券市場で直接運用出来るようにする必要がある、という意見が強い。これは、昨年夏ごろにマスコミで大いに議論を呼んだ話題である。

(イ) 社会保険基金が証券市場で運用するための法整備

2001年末、中国の財政部と労働・社会保障部は連名で「全国社会保障基金の投資管理暫定方法」(以下、「管理方法」と略す)を公布した。その管理方法は、社会保険基金が証券取引所で株式などに直接投資することができるかと定められている。

⁽³⁹⁾ 「政策再次主導大盤走勢」(北京青年報、2001年10月24日)。

⁽⁴⁰⁾ 前注参照。

(ロ) 社会保険基金による証券市場への投資方法

2000年9月、政府は社会保険基金を管理する機構を設立した。その機構の名称は「全国社会保険基金理事会」（以下、「理事会」と略称）である。理事会のメンバーは、国務院から任命される。社会保険基金は理事会が管理する（管理方法2条）。

社会保険基金の管理と資産運用については、次のように定められている。第一に、社会保険基金の管理は基金委託管理者（日本の「信託」と似ている）に委託する。理事会は入札の方法で選定した商業銀行と委託・管理契約（保管契約）を結ぶ、社会保険基金の管理はそれらの銀行に委託する。第二に、社会保険基金の証券市場などへの投資は、理事会が別の投資管理者（日本の「投資顧問」と似ている）に委託する。投資管理者になれる条件は、（A）中国で登記し、証券監督管理委員会が認める基金資産運用・管理業務に従事する資格を有し、（B）資本金は5000万人民元以上、（C）中国国内に2年以上の証券取引業務に従事した経験があること等である。理事会は入札の方法により、投資管理者を選択し、基金の運用を委託する。投資管理者は、基金委託管理者より資金を預かり、証券市場に投資し、資産運用の経費と手数料を控除した後の残金を基金委託管理者に返還する。

(ハ) 社会保険基金投資の制限

ところで、基金が証券市場に投資する事に関しては、様々な制限がある。それは、投資範囲と資産運用割合に関する制限である。

第一に、社会保険基金は、安全かつ有効に運用しなければならないため、投資範囲は、銀行預金、国債購入、国務院が認める金融債券の購入の他、証券投資基金、信用性の高い株式、企業債券などに限定されている。

第二に、資産運用割合に関する制限について、（A）銀行預金と国債購入の割合は、社会保険基金の総額の50%を下回ってはならない。その中で、銀行預金の割合は、総額の10%を下回ってはならない。（B）企業債券、金融債券への投資の割合は、総額の10%を上回ってはならない。（C）証券投資基金、株式への投資の割合は、総額の40%を上回ってはならない。

(ニ) 懸念

政府は「管理方法」公表前の2001年8月に、社会保険基金が証券市場で投資するテストを行った。そのテストでは、社会保険基金が中国石油化学公司の新株を購入した。ところが、その中国石油化学公司の株式は、株式市場低落の影響で上場数日後、発行価額を下回る安値となったため、社会保険基金の含み損は6,600万人民元になった⁽⁴¹⁾。

「管理方法」によると、保守的な投資手法であり社会保険基金の半分以上を占める銀行預金および国債購入は、安全性の面ではほとんど問題はないが、一方で、収益性の要求を充足させることは出来ないとされている。今回の措置により、その残り半分を証券市場へ投資すること

⁽⁴¹⁾ 「新股跌破招股價風險増」（香港經濟日報、2001年8月30日）。

が開放された。

社会保険基金の半分が直接または間接的⁽⁴²⁾に証券市場に投資されることになると、中国の証券市場は完全に整備されていない状態なので、その投資リスクは大変高いと言わざるを得ない。社会保険基金の運営の安全性を考えると、中国の証券市場はまだ未熟である。投資環境作りと改善は、中国政府の急務であると考えられる。

(4) 社会保険料の負担方式の変容

現行の年金保険、医療保険システムと改革前の定年養老、医療保険制度（実は「企業保険」である）を比べ、それを分析すると、様々な変化を割り出すことが可能である。それらの中でもっとも変化したのは、財源の調達方式である。すなわち、改革前の「企業保険」は、最初は、国営企業が保険掛け金を労働保険管理・運営機構に上納する時期があったが、その後は企業が自分で養老保険、医療保険等の資金を調達した。

改革前の「企業保険」の財源調達方式について、詳細に説明すると、当時、国営企業は職員・労働者の養老金および医療給付金をすべて負担するという方式を採っていた。企業がそれを負担できない場合、政府は、その企業が国へ上納した利益⁽⁴³⁾から一部を当該企業へ払い戻すという方法で解決した。また、行政機構、公共・公益事業団体の国家幹部（現在「公務員」）の社会保障に関わる費用はすべて国の財政から支給していた。

しかし、「企業保険」から「社会保険」に移行するとともに、財源の調達方法は大きく変化した。「企業保険」が実施されていた時代には、財源はほとんど企業が負担していたが、新制度では、財源を個人、企業、国の三者が負担することに切り換えた。この中で最も注目されるのは、個人負担制の導入である。これは、新制度の根本的な特徴である。

ところが、政府は、「国有株保有減策」を導入する前は、社会保険管理機構の維持費用以外には、ほとんど負担をしておらず、社会保障の「所得再分配」機能（中間機能）はほとんど果たせていなかったともいえる。今後、「国有株保有減策」を代表とする改善がどのようにして展開していくかは注目すべきところである。

(5) 地方政府の政策の影響

中国において、社会保障システムは全国统一されておらず、地方政府、省、直轄市、自治区レベルを施策の単位として、現地の事情に合わせるよう社会保障制度を実施することになっている。

⁽⁴²⁾ 間接投資とは、社会保険基金の投資管理者が、証券投資基金を購入し、証券投資基金が預かった資金を直接証券市場に投資し、得た利益を、投資管理者に帰属する方法をいう。証券投資基金を仲介とする投資手法は、民間保険会社でも使われている。

⁽⁴³⁾ 税金ではなく、国営企業は、企業の再生産をするために国の許可を得て、その枠組みを決め、経営で得た利益の中から一部を企業自身で使用することができる。残りの部分は、すべて国に上納する。その上納した部分は、資本主義国の税金と同じ性質を有している。

地方によって、中央政府が統一した社会保障システムの構想（行政規定）に従い、地方事情に合致する地方レベルの実施細則を制定し（中央政府の統一された構想の定めと少々違っては許す）、社会保障システムを構築し、これに従ってその地方の全地域に実施される。中央政府の統一規定は、社会保障の原則を設け、基本的な部分のみを定めることになるため、あくまで行政指導意見に過ぎず、具体的な施策は、地方政府が決定するわけである⁽⁴⁴⁾。同じレベルの直轄市の間でも、システムの相違が容認されている。たとえば、北京市と上海市の医療保険を比較すると、医療保険料の負担率が異なるだけでなく、医療保険のシステム自体が違う。詳細は、図表-12を参照。

図表-12 北京と上海の医療保険制度の比較⁽⁴⁵⁾

内容	北京	上海
保険料負担率		
企業	9%	10%
個人(個人口座に積立)	2%	2%
企業から個人口座に		
34歳以下	0.8%	0.5%
35-44	1%	1%
45-定年	2%	1.5%
定年-74(北京は70未満)	4.3%	4%
75以上(北京は70以上)	4.8%	4.5%
診察、救急診察	口座より支払	口座より支払
個人負担部分	不足部分は市平均賃金10%まで	不足部分は市平均賃金10%まで
超過部分		附加基金より70%給付、30%自己負担
透析、化学、放射線治療	給付スタートラインは市平均賃金10%	
現役		基金より85%
定年		基金より92%
家庭介護		基金より80%
入院	給付スタートラインは市平均賃金10%	給付スタートラインは市平均賃金10%
スタートライン以上		基金より85%
給付スタートライン	給付スタートラインは市平均賃金10%	給付スタートラインは市平均賃金10%
年度内2日目	給付スタートラインは市平均賃金5%	
スタートライン-1万円	基金より85%	
1万円-3万円	基金より90%	
3万円-4万円	基金より95%	
4万円以上	基金より97%	
最高給付ライン	市平均賃金の4倍	市平均賃金の4倍
最高給付ライン以上		附加基金より80%
附加基金制度		企業負担保険料2%
大額医療費用互助		
保険料	個人3元。企業1%	
給付	年度内2000元を超えた部分互助より50%	
最高給付額	診察2万元。入院等10万元	
補充医療保険		
保険料	企業4%	

注：①市平均賃金は年収。
 ②個人保険料率は本人前年度の平均月収を基準。
 ③企業保険料率は企業平均月収を基準。

(資料) 新聞記事、行政法令より作成

⁽⁴⁴⁾ 地方政府の裁量権は、中央政府の統一規定に従って使うべきであり、大幅に統一規定を逸脱することはまだ許されない状態である。

⁽⁴⁵⁾ 図表の中で、① 給付スタートラインについて、本文の「図表-6 給付スタートラインと最高給付ライン」を参照。② 企業から個人口座へについては、定年した後も企業から負担する義務がある。③ 「大額医療費用互助」は、地方政府が作った共済組織であり、医療保険の最高給付ラインを超え、巨額な医療費用が発生する場合、補助の対象になる。④ 「補充医療保険」は、医療保険の上に作られた保険制度であり、その機能は、「大額医療費用互助」と似ている。

ここで指摘したいのは、各地方が作った社会保障システムは、まず中央政府の統一規定に近い形で設計されるものの、また、できる限り現地の事情を勘案して、現地の経済発展の水準に適合したシステムを変更されていることである。こうした背景で、各地方の社会保障システムは大きく異なるので、今後、本当の意味での全国統一システムへ移行するとき、難しい面が生じることが予想される。

4. 第一次産業と社会保障

(1) 人口流動化による都市部の雇用への圧力

日本の社会は、「会社」（職域）、と「村」（地域）という、日本社会において基本的な単位となる帰属集団をベースとして組み立てられた⁽⁴⁶⁾。また、前述したように、日本は「国民皆保険」という社会保障システムを構築し、「福祉国家」化を実現した。その過程で、農民が都市部へ移動し、非給与所得者グループから抜け出し、給与所得者グループに加盟するブームを経て、第一次産業従事者割合は、戦争直後の約50%から2001年現在の10%以下に減少した。この点で、戦争直後の日本はヨーロッパと比べると、社会保障システム整備の「後進国」に当たり、その後の展開方式はまさに途上国のような発展方式に近かったと思われる。

社会保障システムの改革をする前の中国は、福祉国家になる前の日本のような社会構造であった。都市部の職員・労働者は、国営企業（現在「国有企業」と改称）、行政事業団体と言った、あらゆる就職先を「単位」と称していた。この「単位」は、日本の「会社」とよく似た社会を組み立てる「細胞」である。また、農村部で農作業に従事する人々は、すべて「人民公社」（現在は「郷」または「鎮」に改称、その下の行政単位は、「村」である）という農村部社会の「細胞」を単位として成り立った。

中国では日本と同じ発展方式を採用して第一次産業を急激に減らすことはできないため、日本モデルを参照することは難しいと思われる。その理由は、まず、両国の国土面積の広さ、人口数の多少、経済発展の不均衡などが違い、中国では、日本と同じように20年ないし30年の間に、産業構造が大きく変わることで、すなわち、第一次産業が縮小し、その従事者の割合が、20%以下に納まることは、なかなか考え難い。

そうは言っても、改革開放後の産業化による農村部から都市部への労働人口の流入は益々激しく、都市部の雇用（就職）への圧力も急激に強くなっている。その現状をみてみよう。

まず、都市部における労働需給状況である。

労働・社会保障部の予測によれば、毎年新たに増加するポストは約800万人分であるが、今後15年間、毎年18歳年齢層に達する人口（大学進学者を除く）は1,200万人から1,300万人を超える。しかもこの中には、既に失業している者（一時帰休者を含む）およびこれから国有企業

⁽⁴⁶⁾ 前掲 広井、59頁参照。

のリストラによって失業または一時帰休が見込まれる者は含まれていない。そのため、現実はこの数字より厳しいと予想される。こうした状況からみると、少なくとも今後 15 年間で高失業率という厳しい状況が改善される兆しは見えない⁽⁴⁷⁾。

次に、農村部の余剰労働人口の都市部への流動に関する状況である。

中国の総人口は 1995 年には既に 12 億人を超え、そのうち 8 億人は農民である。しかし、労働・社会保障部の非公式な数字によると、余剰労働力は農村部のみでも 1.5 億人を超えると想定されている⁽⁴⁸⁾。

80 年代初めから多数の農民が内陸の農村から沿海都市に出稼ぎに出かけ、その現象は「民工潮」と呼ばれている。「中国労働・社会保障状況」(白書)⁽⁴⁹⁾によれば、90 年代から現在までに、すでに 8 千万の農民労働者が都市部の労働市場に移転した。これらの農村部の余剰労働力は都市部の労働市場に巨大な供給圧力を掛けている。

こうした背景で、都市部の就職ポストが少ないにもかかわらず、農村部の余剰労働者の都市部への出稼ぎブームは長期化・恒常化しているため、都市部の失業者の間では就職競争が今後一層激しくなることが予想される。

また、都市部の失業者は、少なくとも社会保障システムのセーフティネット(安全網)でカバーされ、失業保険によって生活が保障される。しかし、農民工(都市部に出稼ぎに来た農民)は、戸籍が農村にあるため、都市部の給与所得者グループを中心に構築された社会保障システムから取り残されている。

このような現状の中で、まず、農民工の就職(雇用)の問題が大変深刻になるが、どこまでそれを緩和できるか、次に、それらの者を対象とする失業保険の普及がどこまで拡大できるか、それらは、社会の安定や経済の発展においては、避けては通れない重要な課題である。また、インフォーマル・セクターを対象とする年金保険、医療保険など社会保障システムの改善や充実もこれからの課題になると考えられる。

(2) 第一次産業従事者に対する社会保障の現状と課題

社会保障システムを構築するときの途上国の共通の悩みは、第一次産業従事者に対処することである。社会保障発展の歴史からみると、社会保障の起源地であるヨーロッパでは、そのような悩みはほとんど経験したことがないといえる。

アジアで最も経済発展した国は日本であり、日本はアジアの先進工業国である。日本の社会保障発展の歴史は、アジア諸国にとって、大変参考になるモデルとして存在している。なぜならば、日本の場合、戦後、農業国から先進工業国への道を歩いて来て、本格的に社会保障を構築し

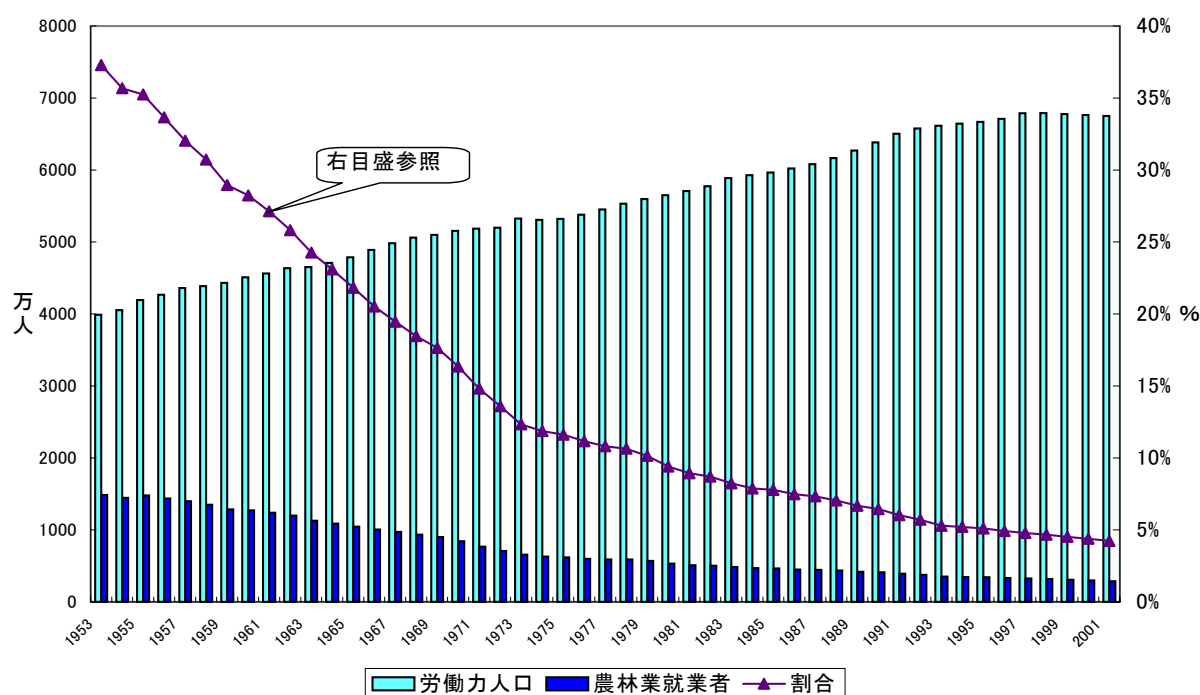
⁽⁴⁷⁾ 「労保部警告、失業危及社会穩定」(香港經濟日報、2002 年 4 月 30 日) 参照。

⁽⁴⁸⁾ 前注参照。

⁽⁴⁹⁾ 2002 年 4 月 29 日、國務院新聞弁公室公表。

てきた経緯があるからである。その時、国民皆保険（普遍主義、ドイツ型モデルから変容したものを）を構築するため、非給与所得者グループ（第一次産業に従事する者、自営業者）に対して、どのように社会保障システムを設計するかについて、大変苦悩した。日本の第一次産業従事者は、50年代には、約5割を占め、60年代には、4割未満になり、80年代の後半からは、約1割前後になり、現在は4.2%である（図表-13参照）。これは、第一次産業以外の産業が急速に発展した結果といえる。

図表-13 日本労働力人口及び第一次産業（農林業）人口の年次推移

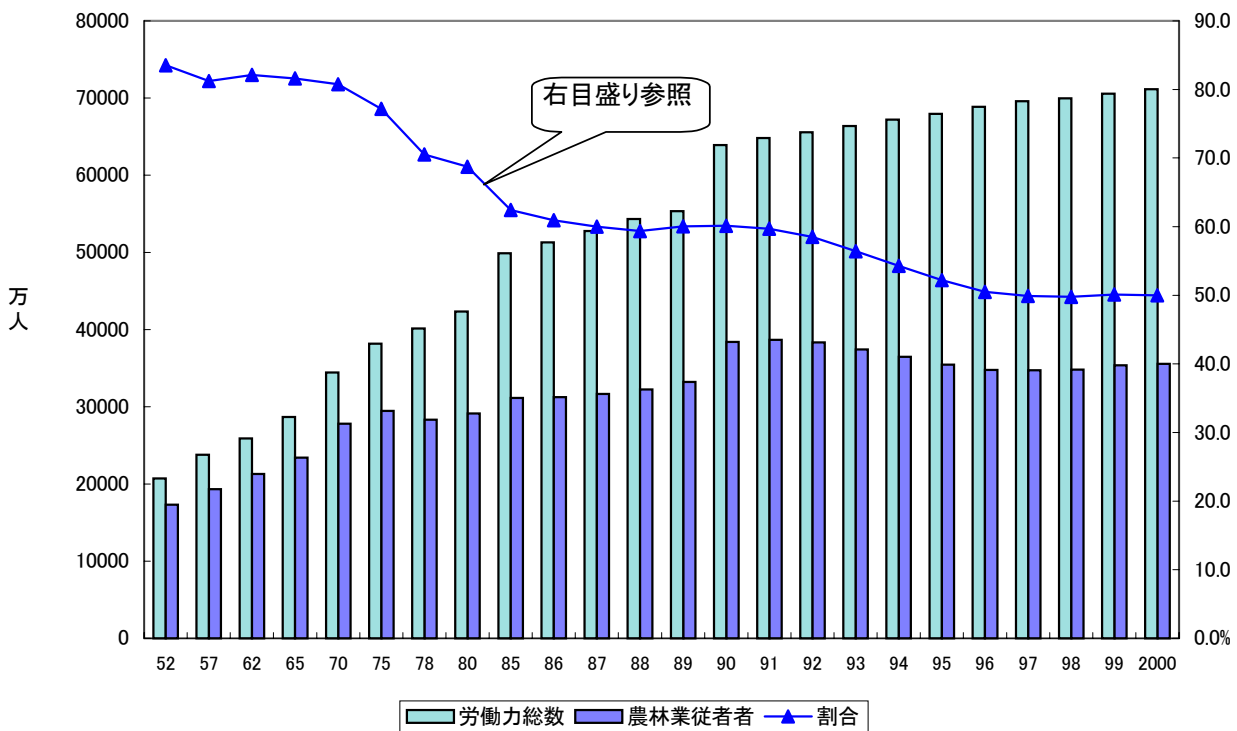


(資料) 総務省統計局「労働力調査統計データ」(HPより作成)

中国政府は、1992年から農村地区に養老保険基本システムを構築しようという施策を打ち出した⁽⁵⁰⁾。2001年7月に公表された労働・社会保障部の統計によると、第一次産業従事者3億5千万人（図表-14参照）に対して、上記の養老保険の加入者は、2000年末に6,172万人であり、17.3%を占める。しかし、この養老保険制度が重点的に置かれている地域は、中国東部の沿海地区、中西部の経済発展が進んでいる地区であり、また、そのシステムに適用される主な対象者は、郷鎮企業の職員・労働者、個人経営者、村の幹部など固定収入のある者である。取り残された80%以上の地域および人は、ほとんど経済発展が遅れた地域であり、または貧困層にあたる実際に農作業をしている農民である。

⁽⁵⁰⁾ その制度の詳細は、拙稿の「中国社会保障制度の改革について」（ニッセイ基礎研究所調査月報、1995.11）と（社）中国研究所「社会保障制度のゆくえ」（創土社、2001年4月）133頁より参照。

図表-14 中国労働力人口及び第一次産業（農林業）人口の年次推移



(資料)「中国統計年鑑 2001」中国統計出版社、2001年10月より作成

今後中国第一次産業への社会保障システムの整備において避けて通れない問題が2つある。

第一に、上述したように、今まで取り残された8割強の貧困状態にある固定収入のない農（林、牧）民に対し、医療保険システム⁽⁵¹⁾などを含めた社会保障システムを今後どのように構築するか、政府にとって最大の課題になりそうである。

第二に、農村の一部ですでに実施された農村型養老保険制度は、養老年金の受給水準が都市部より大変低く、その格差が激しいため、今後どのように是正するか、大きな課題になるだろう。この点に関する詳細な分析は、紙面の関係で別の機会に譲る。

また、農村部への出産・育児に関する社会保障制度の導入に関しては、中国社会学の学者の間で、国、社会（地方自治体や農村部企業など）、個人の三者が共同で資金を調達し、農村部の地方政府を統括部門として、出産・育児保険基金を作るという提言がある。ただ、その提案を実現させるためには、まだ数多くの課題を乗り越えなければならない。まず、国（政府）が関与するかどうか、次に、地方の財政および農村部の民間企業（郷鎮企業）が財源をどこまで負担することができるかという問題があるし、さらに、個人負担の問題が一番大きいと思われる。一部の貧しい農村地区では、農民の個人生活費を確保するだけでも非常に厳しいので、ぎりぎりの生活費か

⁽⁵¹⁾ 今まで中国の農村部は、いわゆる「合作医療」制度を実施していたが、その制度の運営は窮境に陥込み、一部の地域はすでに名のみ存在している状態である。その制度の詳細について、拙稿の「中国社会保障制度の改革について」（ニッセイ基礎研究所調査月報、1995.11）参照。

ら保険料を捻出することがどこまで期待できるかについては、非常に不透明なことである。

21世紀前半においては、農村部への社会保険制度の導入について、各種の難題を解決しながら、それを乗り越え、成功させることが、中国における社会保障システムの構築にとって、重要なポイントになるだろう。

5. 伝統慣習と社会保障

(1) 一人っ子家庭は家族養老・介護方式の伝統を継承できるか

中国には、「養兒防老」ということわざがあり、その意味は、「子を養って老に備える」である。その「老に備える」には二つの意味があり、一つは親が年を取ると、子供が親に経済的な援助をすることを意味する。もう一つは、親が病気になったとき、子供に親の看病や看護などをしてもらうという意味がある。これは中国数千年来の伝統である。そういう伝統のもとで、「多子多福」（子が多いほど幸せになる）という基本的な考え方があった。これは、子が多いほど、親または祖父母に対する子供たち一人当たりの経済的、精神的負担が軽くなるわけである。逆に、子が少ない家庭では、親などに対する負担が重くなるため、上記の「多子多福」という考え方が中国社会の伝統として広がったわけである。

ところが、戦後数十年間、上記の伝統習慣を支えてきた社会では、人口が爆発的に増加してきた。そうした大きな変化のもとで、衣食住問題、就職問題、教育問題などが集中的に現れ、大きな社会問題として無視できない状態になった。そして、国（政府）は、一人っ子政策を核心とする人口政策を発動した。その政策の結果として、都市部と沿海農村部において少子化が進むとともに、高齢化も急速に進むことになった。これは、中国特有の問題の一つで、家族構造が逆「ピラミッド」になるという問題であり、一人っ子式の核家族特有の悩みである。

その原因は次の通りである。すなわち、一人っ子政策の下で生まれた同士が結婚する場合、そのカップルの家族がすべて健在と想定すると、両方の両親の人数を合わせれば4人となる。仮に、その一人っ子同士のカップルは、一人っ子政策のため、一人っ子しか生むことができないとする。そうすれば、その生んだ子供は、少なくとも自分の親2人と祖父母4人の老後の面倒を見なければならない。また、祖父母4人の父母もまだ健在の場合、家族の絆が深く同居すれば、その家族構造は、逆「ピラミッド」の形になり、一番下にある一人っ子の上には、少なくとも6人ないし14人の家族構成員がいることになる。その中で、高齢者は若い層よりはるかに多くなる。

上述したように、中国では、家族養老や家族介護を中心とする伝統があるため、老人をすべて公的、または私的養老施設に任せることは、数千年の伝統と相違し、世論でも許されない状態である。したがって、その老後や介護問題は、家族にとって最大の悩みになる。そこで、日本と同じように社会的な介護保険制度を導入することも一つの改善策として、今後、真剣に考えなければならない課題である。ただ、介護保険制度がどこまで機能するか、先に当該制度が導入された日本においてもまだ未知数であり、なお多くの課題が残っている。

(2) 地域共同体式の養老・介護システムの導入と実用性の考察

数年前から、若干の大都市において、「社区」（コミュニティ、日本の町内会と似ている）という新しい地域共同体が組織され、急速に各都市に浸透し形成されている。「社区」は行政機関と性質の違うものであり、各「社区」は「社区」内の住民の暮らしをサポートする住民を中心とした自発的な民間組織である。今まで、いかなる地域であっても政府の行政単位以外の共同体を組織することはまずあり得なかった。これは新中国が誕生して以来初めての出来事であると言っても過言ではない。

高齢化が進む中国の大都市において、「社区」内高齢者の健康のため、高齢者のスポーツ（囲碁、ダンス、太極拳など）を取り込み、高齢者の悩みを解決するための相談室を設け、高齢者の「余热」を発揮するためにシルバー人材活用センターを設置するなどのことが行われている。「社区」という地域共同体は、今後、中国の中小都市まで広がると予想されるが、ここでは中国特有の事情（伝統、習慣、世論など）を勘案しながら、「社区」という地域共同体が、「社区」内の高齢者の養老、医療、介護を担う可能性について検証したい。

まず、「社区」の地域性と民間団体の性質を利用し、地域内の住民専用の養老・介護施設の導入が可能であるか。

「社区」は、地域の民間組織として、相互に助け合う性質を持ち、政府の高齢者に関する社会活動を管理する組織や介護組織などと連携して、地域内の高齢者に対応する養老・介護施設を導入することが考えられる。

元々、中华民族は、地縁と血縁の絆が大変強い民族であり、それを十分に生かして、「社区」でお互いに助け合えば、高齢化社会の医療、介護問題は「社区」内で解決する可能性がある。社会保障システムのもとで、「社区」の機能を果たして、高齢化社会に適用できる「社区」方式の養老・介護システムを構築することが、中国に適合すると考えられる。

次に、「社区」（共同体）内部で共済組合を作る可能性があるか。

一歩進んで考えると、地域共同体を中心に、または地域を越えて、日本の生協、農協（JA共済）のような、任意加入の生命（保険）共済、医療（保険）共済、介護（保険）共済などを含む総合的な共済組合を作ることも可能である。すなわち、これらの共済組合は、会員になる高齢者、または地域の住民から保険掛け金を徴収し、それらの掛け金でファンド（基金）をつくり、地域共同体である「社区」によって管理および運営される。地方政府は、これらの共済組合に統一的に業務を指導するとともに、各共済基金を集約し、それらのファンドの運営を国有銀行、民間保険会社または民間信託会社に委託し、安全かつ有利な資金運営を行い、その収益は、ファンドに加える。そのような共済組合を作れば、地域内での養老、医療、介護などにおいて、もっと近く、より良いサービスを提供することは可能である。この方法は、中国の農村部の村を中心に、協同組合（日本の農協、JA共済と同様に）にも適用できると考えられる。

VI. あとがき

中国の社会保障の生成と展開を分析してきたが、いうまでもなく、中国社会保障が急速に整備されていることは評価できる。一方、今後の目標は全国民をカバーするセーフティネットを構築することであるが、完成するまでにはまだ課題が山ほどあることを実感した。

第一に、中国において実施された国有企業、金融、行政の3大改革の中で、最も重要なのは国有企業改革（民営化）である。国有企業改革が成功すると、他の改革も順調に進められる。問題は国有企業の改革を成功させ、社会の安定を維持するためには、国有企業からリストラされた後の余剰人員を再就職させると同時に、失業保険、医療保険、年金保険などの手厚い社会保険の安全ネットを機能させ、「後顧の憂」を除かねばならないことにある。社会保険制度と国有企業の改革は、互いに制約しあい、互いに促進しあう性質を有している。社会保険制度は、国有企業の改革を成功させる「お守り」であり、健全な社会保険制度こそが改革をバックアップする。逆に、社会保険制度そのものは、全ての被保険者および被保険者を雇っている国有企業を含む企業の支えがなければ、制度自身を存在させることは難しい。

第二に、今後、社会保障のあり方をどのように位置付けるかについては、大変難しい問題である。日本の場合、戦後、「困窮に対する最低限度の生活保障」（以下、「貧困救済型」と称する）を中心に展開したが、70年代には、「健やかで安心できる生活の保障」（以下、「福祉型」と称する）へと転換してきた。中国の場合は、貧富格差の深刻さや、地域経済格差が広がっていることなど日本より難しい事情がある。中西部の一部地域は非常に貧困であり、沿海地方は大きく発展するというユニークな事情が経済社会のバランスを不均衡にしている。そのため、社会保障の軸をいったいどのように設けるかは難しい問題である。すなわち、「生存権を確保するため」とすると、疾病、死亡などの原因で生活困窮に陥る者に国家扶助によって最低生活を保障するという軸を展開することになるが、現在の中国では、「貧困救済型」のように基本生活を保障するという社会保障政策は実施されている。それは社会保障の重要な内容の一つとして、大変ニーズが高く、不可欠な存在であるが、日本の70年代以降の「福祉型」のような制度も必要となっている。言い換えれば、中国社会保障の軸は「生存権を確保する」ことを中心とする「貧困救済型」をとるか、または福祉国家のように豊かな生活ができる保障を中心とする「福祉型」をとるか、それとも第三の選択として両方とも採択するかについて、明確にしなければならない。しかし、社会保障のあり方について、一つの社会保障制度の中で同時に「貧困救済型」と「福祉型」の両方を置くこと自体はかなり難しい。経済格差の大きい被保険者に対して、社会保障システムの公平性を表すため、そのバランスをとることは前例のないことである。

第三に、社会保障は、社会の「安全ネット」と言われているが、この「安全ネット」作りは、政府、執政党として、大変重要な任務である。社会安定が政権の安定につながるという考え方は、常識であり、特に歴史上農民の暴動が起きやすいことを経験した中国において、これは非常に敏感なことであ

る。特に、改革開放後の中国は、経済面はすでに市場経済の軌道に乗っているため、失業率の引き下げや農民の社会保障システムの構築など、社会「安全ネット」を完備することは、中国政府にとって、今後の大変重要な課題ではなかろうか。

要するに、社会改革または社会安定の視点から見た場合、社会保障の展開が今後の中国にとって、非常に重要な位置付けになることは間違いない。

参考文献

日本語著書

- [1] 小西國友(2001)『社会保障法』有斐閣
- [2] 一圓光彌(2001)『社会保障論[第4版]』誠信書房
- [3] 川村匡由(2001)『社会保障論[第3版]』ミネルヴァ書房
- [4] 菊池馨実(2001)『社会保障の法理念』有斐閣
- [5] 清正寛等(2000)『論点社会保障法[第2版]』中央経済社
- [6] 田畑洋一(2000)『社会保障各論』学文社
- [7] 日本社会保障法学会(2000)『社会保障法 15』法律文化社
- [8] 窪田隼人(2000)『新現代社会保障法入門』法律文化社
- [9] 広井良典(1999)『日本の社会保障』岩波新書
- [10] 堀勝洋(1998)『現代社会保障・社会福祉の基本問題』ミネルヴァ書房

中国語著書

- [11] 王東進(1998)『中国社会保障制度』企業管理出版社
- [12] 李耀(2000)『養老保険基金』中国金融出版社
- [13] 蔣月(1999)『社会保障法概論』法律出版社
- [14] 史柏年(1999)『中国養老保険制度研究』经济管理出版社
- [15] 陳向東編著(1991)『中国社会保障制度改革』经济管理出版社
- [16] 為興華等編著(1994)『中国社会保障制度研究』中国人民大学出版社
- [17] 李樹廷編著(1994)『中国社会保険問題与对策研究』北京航空航天大学出版社
- [18] 朱家甄・張塞編著(1995)『中国社会保険工作全書』中国統計出版社
- [19] 中国社会保障制度総覧編集委員会編著(1995)『中国社会保障制度総覧』中国民主法制出版社
- [20] 候海濤・李波編著 1997「最新社会保険工作実務全書」企業管理出版社
- [21] 国家体改委分配和社会保障司など編著 1996「職工医療保障制度改革」改革出版社

拙稿

- [22] (一部執筆)「第4章失業と失業保険、第5章労災保険、第6章生育保険」
中国研究所編集(2001)『中国は大丈夫か？社会保障制度のゆくえ』創土社
- [23] 「中国社会保障制度改革について」ニッセイ基礎研究所調査月報、1995. 11

- [24] 「中国高齢化、年金に難題」日本経済新聞、” 経済教室” 1996 年 3 月 16 日
- [25] 「急がれる社会保障制度の法整備－ 3 億人超える高齢者の対応が課題－」 ウェルフェア (全労済協会機関誌)、Vol. 23 (5 月号)
- [26] 「中国の失業問題とその展望－都市部貧困層の拡大と高失業率の長期化－」 海外社会保障研究 (第 126 号)、1999. 4. 1
- [27] 「中国社会保障制度の改革－国有企業改革の「お守り」－」 ニッセイ基礎研 REPORT (2000. 2)
- [28] 「中国社会保障制度の現状と問題」 海外社会保障研究 (Autumn 2000 , No132)、2000. 10. 1
- [29] 「中国の社会保障制度」の内容 (講演録) 海外社会保障研究 (Summer 2001 , No135)、2001. 7. 1